

事務事業及び予算の執行実績
(令和4年度分)

健康福祉部 政策管理局

政策管理局 目次

	頁
部の施策等の概要	1
事務事業の概要	30
I 総務課	30
II 経理課	30
III 政策課	30
事業の根拠法令調	40
職員調	41
職員の年齢調	43
健康管理	44
職員配置調	45
歳入予算執行状況調	46
預金調	52
郵券等受払調	52
歳出予算執行状況調	53
委託料等歳出予算執行状況節別集計表	57
委託料に関する調	58
補助金支出調	60
負担金支出調	64
交付金支出調	65
公有財産調	66
基金の管理状況調	67
普通財産・借受財産等貸付調	68
備品・図書調	69
主要備品調	70

健康福祉部の施策等の概要

1 施策概要

(1) 主要施策の目的

健康福祉部では、喫緊の課題である新型コロナウイルス感染症に対応するため、医療提供体制の確保やワクチン接種の促進をはじめ、医療機関や社会福祉施設等における感染拡大防止のための施設・設備の整備や、感染症の影響により生活に困窮した人への支援などの取組を進めてきた。

また、「県民の『^{すこ}やか』で『^{やす}く生活を守り、『^{しあわせ}福祉』を築く共生社会の実現」を基本理念とし、「静岡県の新ビジョン 後期アクションプラン」に基づく「安全・安心な生活を支える危機管理」、「医療提供体制の確保・充実と健康寿命の延伸」、「いつまでも自分らしく暮らせる長寿社会づくり」、「障害のある人が分け隔てられない共生社会の実現」、「誰もが理解し合い地域で支え合う安心社会づくり」、「結婚の希望をかなえ、安心して出産・子育てができる環境づくり」、「すべての子どもが大切にされる社会づくり」の7つの柱による諸施策を推進した。

ア 安全・安心な生活を支える危機管理

地域社会から健康被害などをなくし、安全で安心できる暮らしを確保することは、県民共通の願いである。

このため、食の安全性の向上、医薬品や生活衛生の安全確保、若者を中心とした薬物乱用の防止などの健康危機対策を推進する。

また、新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえ、新たな感染症の流行や従来の感染症の再流行に備えて、本県の感染症への対応力を強化する。

さらに、昨今増加している自然災害等に対処するため、医療体制の整備や災害後の県民生活の支援体制の確保を進める。

イ 医療提供体制の確保・充実と健康寿命の延伸

県民が、住み慣れた地域で安心して生活を送るためには、必要ときには、安全で質の高い医療が速やかに受けられる体制の整備が不可欠である。

このため、医療人材を確保し、県内各地域の現状に即して効果的に配置するとともに、医療機能の分化と連携などを推進し、医療提供体制の一層の充実を図る。

また、健康寿命の更なる延伸を図るため、社会健康医学の研究成果の社会実装や科学的知見に基づく健康施策の推進に県民総ぐるみで取り組む。

ウ いつまでも自分らしく暮らせる長寿社会づくり

急速な少子高齢化や地域における人と人のつながりの希薄化などから、医療や介護、生活支援に対する需要の増大とともに、地域の生活課題の多様化、複合化が進んでいる。

このため、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らしていくため、地域の生活課題を「我が事」と捉え、一人ひとりが社会に参加し支え合う「地域共生社会」の実現が求められている。

また、福祉施設を中心に、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止と感染者発生後の支援を進め、業務継続を図る必要がある。

このため、在宅医療と介護の連携による地域包括ケアシステムを推進し、様々な生活課題の解決に向けた包括的支援体制の構築を進めるとともに、コロナ禍における福祉施設の感染防止対策の徹底と人的・物的な業務継続の支援に取り組む。

エ 障害のある人が分け隔てられない共生社会の実現

障害を理由に分け隔てられることなく、人格と個性を尊重し合いながら、住み慣れた地域で豊かに安心して暮らせる共生社会の実現が望まれている。

このため、障害や障害のある人に対する正しい理解について県民への浸透を図るとともに、多様な障害の特性に応じたきめ細かな支援体制を強化し、障害のある人の自立と社会参加を促進す

る。

オ 誰もが理解し合い地域で支え合う安心社会づくり

誰もが健全で幸せに暮らせる社会を実現するためには、支援を必要としている人が安心な生活を取り戻せる社会的援助の仕組みが必要である。加えて、新型コロナウイルス感染症の拡大の影響から収入が減少し、生活困窮に陥る人を見込まれることから、緊急的な支援の対応が求められる。

このため、経済的に困窮している世帯の生活基盤の崩壊を防ぐ相談体制の充実や自立に向けた支援の強化、新型コロナウイルス感染症の影響に特化した生活福祉資金の緊急支援に取り組むとともに、心の問題を抱えた人が自殺に追い込まれることがないように、多様な主体の連携による支援の強化や相談体制の充実を図るなど、希望や自立につなぐセーフティネットの整備を進める。

カ 結婚の希望をかなえ、安心して出産・子育てができる環境づくり

未来の静岡県をより活力あるものとするためには、若い世代の結婚への憧れや、子どもを持ちたいという希望がかなえられるよう、妊娠・出産、子育てのそれぞれのライフステージに応じた、きめ細かな支援が必要である。

このため、結婚を希望する若者の出会いから、結婚後の新生活までを一体的に支援する。また、妊娠から出産後にわたって母子の健康を確保する取組の充実を図るとともに、「子育ては尊い仕事」を基本理念とする実効性のある子育て支援体制を構築し、安心して出産・子育てができる社会づくりに取り組む。

また、県内の保育施設において、子供の安全・安心がおびやかされる事案が相次いで発生したことを受け、安心して子どもを預け、子育てできる保育体制の構築に全力で取り組む。

キ すべての子どもが大切にされる社会づくり

子どもの心身の健やかな発達を妨げ、時には生命をも脅かす児童虐待の発生が後を絶たず、また、ヤングケアラーや子どもの貧困が社会問題化するなど、支援を必要とする子どもが増加している。

このため、関係機関との連携により、児童虐待の早期発見・早期対応に努めるほか、社会的養育や特別な支援が必要な子どもの健やかな育ちに向けた支援や、子どもの貧困対策を充実させ、すべての子どもが大切にされる社会づくりを進める。

(2) 主要施策の実施状況及び評価と課題

1 安全・安心な生活を支える危機管理

(静岡県肝炎対策推進計画)

(静岡県感染症予防計画)

(しずおか食の安全推進のためのアクションプラン)

(主要な事業の実績)

(1) 防疫体制の強化

新型コロナウイルス感染症については、令和4年1月から6月までの第6波において、新規感染者数の大幅な増加により保健所業務がひっ迫したこと、高齢者施設等でクラスターが頻発し、施設内療養者が多く発生したこと、新型コロナウイルス感染症の症状軽快後も引き続き基礎疾患等の治療が必要な高齢者等の受入病院を確保すること、自宅療養者等の急増への対応などが課題となった。

このため、8月に、三島市に「新型コロナ療養者支援センター」を設置し、ICTを活用した陽性者情報の一元管理と保健所業務の集約化を行い、保健所業務のひっ迫の解消と、感染者への支援サービス向上を図るとともに、高齢者施設等への対策として、施設の従事者に対する定期検査や体調不良時の検査、嘱託医向けの研修会の開催、ワクチンの早期接種などの取組を行った。

受入病院の確保については、新型コロナウイルス感染症治癒後、基礎疾患等の入院が継続して必要な患者に対応する「急性期以降の新型コロナウイルス感染症患者受入病床」を7月15日時点で新たに20床程度確保した。

自宅療養者等の急増への対応については、健康観察を担う相談員（看護師）の確保と業務効率化による健康観察体制強化、発熱等受診相談センターへの発熱等の患者からの相談急増に対応した応答率の維持が課題となった。このため、県看護協会等の協力により相談員（看護師）を確保するとともに、軽症者が多いことも踏まえ、ショートメッセージ斉送信システムを活用し効率化するなど、健康観察体制の強化に努めた。また、体調悪化時に往診や外来診療により治療にあたる協力医療機関を確保するとともに、市町との連携により自宅療養に必要な食料支援や健康観察に応答の無い方への安否確認等を実施した。

令和4年7月以降の第7波では、オミクロン株の派生型BA.5が感染の主体となり、感染が爆発的に急拡大した。病床使用率も上昇し、医療提供体制のひっ迫の度合いが非常に高まったため、7月29日に「医療ひっ迫警報」を発令し、県民に対し感染防止に向けた注意喚起や協力を依頼した。また、オール静岡での新型コロナウイルス感染症患者の受入れを促すために、8月23日に県内の新型コロナウイルス感染症患者受入病院以外の病院に対し、自院で発生した新型コロナウイルス感染症患者の入院治療の継続実施と、自院への入院検査等で陽性判明した患者の自院での加療を感染症法に基づき要請するとともに、インセンティブとして新型コロナウイルス感染症患者受入医療機関拡大促進事業を行った。

加えて、医療機関に外来患者が殺到し、検査能力を超える状況になったことから、自己検査により陽性となった軽症等の患者が医療機関を受診することなく健康観察等の支援を受けられる「自己検査・療養受付センター」を開設するとともに、市町を通じて有症状者等に自己検査用検査キットの無償配布を行った。

9月26日から全国一律で、発生届の対象が高齢者等の重症化リスクの高い方に限定された。本県では、自己検査・療養受付センターと新型コロナ療養者支援センターが、医療機関を受診していない陽性者や発生届の対象とならない陽性者に必要な相談・支援を提供する「健康フォローアップセンター」として対応した。

令和4年10月からの第8波では、まず、インフルエンザとの同時流行に備えた医療提供体制の整備を行い、県民への呼び掛けを行った。医療提供体制の整備については、日曜・祝日等の外来診療体制のひっ迫を回避するため、助成制度を創設した上で、医療関係者、市町等と連携し、外来医療体制の強化に取り組んだ。また、市町へコロナ検査キットを約50万回分配布し、自己検査体制を確保した。県民に向けては、新型コ

コロナウイルス感染症とインフルエンザのワクチン接種を推進するとともに、自己検査キット、解熱剤の購入の呼び掛けを行った。

加えて、小児医療提供体制のひっ迫を防止するため、インフルエンザの予防接種を行った乳幼児に対する助成制度を創設した。

令和5年の年明けから新規感染者数が爆発的に増加し、1月7日には9,475人となった。病床や発熱外来のひっ迫や、救急搬送困難事案の増加など、医療提供体制の危機的状況を打開するため、1月13日に「医療ひっ迫防止対策強化宣言」を発令し、県民への感染拡大防止の呼び掛けを行うとともに、県内の全病院に対し、感染症法に基づく要請を実施した。

ワクチン接種については、60歳以上の者等への従来株ワクチン4回目接種、オミクロン株対応ワクチン接種、武田社ワクチン（ノババックス）接種等、接種率の向上に向けて取り組んだ。

具体的には、市町間のワクチン配分調整や取組状況の共有等による市町の接種体制整備の支援、医療機関におけるきめ細かな接種体制構築のためのインセンティブ制度（小児接種体制確保支援事業等）による支援、県による大規模接種会場の設置運営、SNSを活用した情報発信等を行い、ワクチン接種率の向上に努めた。

令和5年1月27日、国において、5月8日から、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けを、季節性インフルエンザと同じ五類感染症に変更する方針が決定された。

位置付け変更後は、新型コロナウイルス感染症患者を幅広い医療機関で受け入れる体制へと移行することから、医療機関や関係団体、市町と連携し、必要な医療提供体制の確保等に取り組んだ。

(2) 安全な生活の確保

ア 食の安全の確保

県民への安全で安心できる食品の提供を目的とする「しずおか食の安全推進のためのアクションプラン（2012-2025）」に基づき、食品の安全と安心に関する情報の提供と公開を通して消費者の信頼確保に努めるとともに、関係部局と連携して監視指導を実施し、食品表示の適正化を推進した。

また、食品衛生監視指導及び食品の抜取検査を実施し、生産から流通・消費に至る総合的な食品の安全確保対策を推進した。

さらに、食品衛生法改正により、令和3年6月1日から原則全ての食品等事業者を対象にHACCPに沿った衛生管理が制度化されたことから、食品製造業者への人材育成支援など、これまで行ってきたHACCPに沿った衛生管理の導入支援に加え、衛生管理の精度向上を図るため、導入後の検証及び施設の衛生管理の状況に応じた助言指導を行った。

イ 若者への薬物乱用防止対策の推進

静岡県薬物乱用対策推進方針に基づき、関係部局・機関が緊密に連携し、効果的な薬物乱用防止対策を推進した。

小・中・高校生を対象とした薬学講座や大学・専修学校の学生を対象とした薬物乱用防止講習会では、オンラインや動画等を活用しながら2年連続で全ての対象校で開催し、大麻等の薬物の危険性や有害性など、正しい知識の普及に努めた。

また、学生と連携して制作した啓発動画の発信等により、若者への直接的な働き掛けを充実させたほか、地域・職域における薬物乱用防止活動を実施した。

危険ドラッグについては、「静岡県薬物の濫用の防止に関する条例」に基づき、国に先行して知事指定薬物の指定を行うとともに、インターネットの販売サイトから買上検査を実施し、違法薬物の流通排除に努めた。

(3) 災害時の医療救護と被災者・要配慮者の支援

ア 災害時における医療体制の整備

令和4年10月に、南海トラフ巨大地震の発生を想定した、大規模地震時医療活動訓練（政府訓練）が6

年ぶりに本県で開催され、県内外からDMAT（災害派遣医療チーム）、県内から災害拠点病院、DPAT（災害派遣精神医療チーム）、災害時小児周産期リエゾンなど多くの関係者が参加した。訓練では、DMAT等の派遣チームと、県、政令市、保健所との連携や、本県独自の体制である、方面本部における派遣チームの活動内容の確認などを行い、災害時における医療救護体制のより一層の充実強化を図った。

イ 避難行動に配慮が必要な方への支援

災害対策基本法が改正され、避難行動要支援者の円滑かつ迅速な避難を図る観点から、個別避難計画の作成が市町に努力義務化された。また、市町の限られた体制の中で極力早期に個別避難計画を策定するため、市町が優先度が高いと判断した避難行動要支援者については、概ね5年程度で個別避難計画の作成に取り組むこととされた。引き続き、法改正対応の促進のため、市町の福祉担当部局・危機管理担当部局を集めて行う意見交換会において、法改正の考え方や促進する上での問題等についての情報共有を行った。

個別避難計画の実効性向上のため、要配慮者の状況をよく知る福祉専門職と、地域の防災を担う自主防災組織・自治会等の地域コミュニティとが連携して避難計画をまとめる「災害時ケアプラン」の策定については、富士市においてモデル的に計画策定やその検証、横展開のための報告会を実施した。

例年、各市町における防災訓練に参加し、実施内容や課題等を共有するなどして市町の訓練実施の取組の促進を図っていたが、コロナ禍により令和4年度も前年に引き続き市町の訓練が串並み中止となった。県庁内の訓練も多くは中止されたが、健康福祉部独自の庁内訓練は規模を縮小して医療救護班本部立上訓練を実施し、部内の危機管理機能の強化を図った。

災害対応については、9月23日の台風第15号に伴う災害では、被災した市町に災害救助法が適用されており、県では内閣府との調整のほか、被災市町が実施する救助事務についての支援等を行った。

(評価、課題及び改善)

(1) 防疫体制の強化

防疫体制の強化については、これまでの新型コロナウイルス感染症対応で得た経験等を踏まえた新興感染症・再興感染症対応訓練の実施を目指していく。

また、今般の新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえ、感染症対策の司令塔となる「ふじのくに感染症管理センター」を令和5年4月に開設し、10年後を見据え、本県の感染症への対応力を強化し、「防疫先進県」を目指す。

新型コロナウイルス感染症については、五類感染症に移行しても、感染力の強さなどの特性は変わらず、年に数回の流行を繰り返すことが想定される。このため、新型コロナウイルス感染症の流行や新しい変異株発生の状況を把握し、感染再拡大の傾向が見られる場合には、適時・適切な注意喚起情報の発信を行っていく。

また、新型コロナウイルス感染症患者や後遺症患者を幅広い医療機関で診療できる体制や、すべての病院で新型コロナウイルス感染症患者を受け入れるとともに、入院調整は原則、医療機関間で実施する体制の構築を目指す。

さらに、新しい変異株発生の状況を把握するための検査体制を維持していく。

ワクチン接種については、令和5年度も引き続き無償により実施することとなったが、重症化予防を目的として高齢者等の高リスク者及び初回接種未接種者のみ接種を受ける努力義務があるとされるなど、国の実施方針の見直しが行われたことから、これを踏まえた市町の接種体制構築支援、接種率向上に向けた取組を推進する。

(2) 安全な生活の確保

食の安全の確保について、令和4年度の「食の安全に対する県民の信頼度」は、73.1%となり、平成30年度からの分野別計画期間中において、70%台で推移しており、目標達成まであとわずかとなっている。

一方、県政世論調査の結果から、食の安全に対して判断していない県民の割合が、2割程度存在することから、引き続き、様々な方法や機会を通じて、県民にとって分かりやすく正しい知識の理解普及に努めていく。

令和4年度の「人口10万人当たりの食品を原因とする健康被害者数」は、4.4人と毎年度10人以下を達成

した。目標達成の主な要因は、大規模な食中毒の発生がなかったことであるが、新型コロナウイルス感染防止対策による衛生意識の向上や、飲食店の営業時間短縮なども影響したものと考えられる。引き続き、1件当たりの患者数が多いノロウイルス食中毒防止対策及び大量調理施設の食中毒防止対策に重点的に取り組んでいく。

食品衛生監視率については、目標値の監視率100%を達成した。

食品衛生法改正により、令和3年6月1日から原則全ての食品等事業者にHACCPに沿った衛生管理が制度化されたため、今後も新規食品等事業者へのHACCPに沿った衛生管理の導入支援や、導入後の検証及び施設の衛生管理の状況に応じた助言指導を実施していく。

若者への薬物乱用防止対策の推進については、2年連続で、対象となる全ての小・中・高等学校及び大学・専修学校で薬物乱用防止に関する講習会を開催した。

一方、令和4年の大麻事犯の県内検挙者数は、初めて覚醒剤事犯検挙者数を上回り、また、10代・20代の青少年の割合が高く、全体の67.1%であった。

そのため、薬学講座や薬物乱用防止講習会の全校開催を継続する等、若年層に対する教育・啓発を繰り返して行っていくとともに、県条例に基づく知事指定薬物の指定、インターネット上の販売サイトから買上検査を行うなど、違法薬物の根絶に向けて取り組んでいく。

(3) 災害時の医療救護と被災者・要配慮者の支援

災害時の医療体制の整備については、「防ぎえる災害死」を一人でも多く減らすため、大型台風や大規模停電など、地震以外の災害の発生状況等を踏まえ、より実践的な訓練を積み重ねることにより、いつ、どのような災害が発生しても迅速な対応ができるよう、万全の準備を進めていく。

避難行動に配慮が必要な方への支援については、災害対策基本法等の改正により、市町に対し、個別避難計画の策定が努力義務化されたほか、計画策定対象者の優先順位の設定が求められていることから、市町意見交換会の機会を通じて計画策定の好事例や国からの情報を提供することで、市町に対し適切な指導、助言を行い、計画の作成を支援していく。

一方で「避難行動要支援者」の方々を安全に避難させるためには、避難行動要支援者一人ひとりの状況を踏まえた個別避難計画を策定することで、その実効性を高めていく必要がある。令和3年度に、富士市をモデル市として試験的に「災害時ケアプラン」の作成を始め、令和4年度も引き続き富士市において対象事例を増やして実施し、それを横展開することで、災害時ケアプランの県内への普及に取り組んだ。令和5年度はモデル事業の実績を踏まえ、取組が進んでいない市町を対象に伴走支援を行い、災害時ケアプランの普及を推進する。

また、福祉避難所については、避難行動要支援者の避難施設として更なる確保が必要であるため、意見交換会において市町に対し、設置促進のほか、福祉避難所の開設や避難行動要支援者の受入れに関する訓練の実施を働きかけていく。

部内の危機管理体制については、全庁的な図上訓練や部独自の図上訓練を実施してきた。今後も実災害を想定した訓練を続けていくことで発災への備えを行う。

被災者への支援については、昨今の自然災害の増加・激甚化により、災害救助法の適用が増えていく可能性が高いことから、適用された市町に対する支援を迅速に進められるよう、説明会等を通して法制度の理解の促進を図っていく。また、被災県民の生活再建に寄与するため、国の制度の対象とならない規模の災害により被災した県民を県独自制度で支援している。今後も、適切かつ迅速な支援金の交付により、その生活再建の支援を継続していく。

2 医療提供体制の確保・充実と健康寿命の延伸	
(静岡県保健医療計画)	(静岡県医療費適正化計画)
(静岡県がん対策推進計画)	(静岡県循環器病対策推進計画)
(静岡県感染症予防計画)	(ふじのくに健康増進計画)
(ふじのくに健康増進計画後期アクションプラン)	(ふじのくに食育推進計画)
(静岡県歯科保健計画)	(静岡県肝炎対策推進計画)

(主要な事業の実績)

(1) 医療を支える人材の確保・育成

ア 医師の確保・偏在解消

平成22年度に設置した「ふじのくに地域医療支援センター」や平成26年度に創立した「ふじのくにバーチャルメディカルカレッジ」により、全国で最大規模の医学修学研修資金を貸与しているほか、県内外10大学に68校の地域枠（令和5年度入試、県外大学53校は全国最多）を設定するなど、医師の確保に取り組んでいる。

医学修学研修資金制度については、令和4年度末までの利用者の累計が1,500人を超え、このうち、県内での勤務者が前年から44人増の671人となるなど、取組の成果が着実に現れている。

その他、医学修学研修資金利用者に対して、県内勤務の意識醸成を図る目的で県内医療関係者との意見交換会を開催するほか、ふじのくにバーチャルメディカルカレッジの魅力を紹介するガイドブックの作成や複数の病院が連携して魅力的な研修を行う「専門医研修プログラム」の促進などに取り組んでいる。

また、女性医師の活躍を目的として「ふじのくに女性医師支援センター」を設置し、出産等により離職した女性医師からの就業相談、求人病院とのマッチング、キャリア形成支援、病院訪問による離職医師の情報収集など、県内女性医師支援の推進を図っている。

さらに、令和2年度には高齢医師等の活躍促進を目的として、県医師会と連携して県内での就業を希望する医師と県内各病院とをつなぐ「静岡県ドクターバンク」事業を開始した。このほか、浜松医科大学や県病院協会、その他関係団体とも連携を図りながら、医師の確保とその定着のための施策を推進している。

なお、令和6年4月から適用される医師の時間外労働の上限規制に対応するため、勤務医の負担の軽減及び処遇の改善に資する計画に基づく総合的な取組を実施する病院への支援を行った。

医師の偏在解消については、医学修学研修資金利用医師の医師少数区域への重点的な配置に努めた結果、医師少数区域への配置は令和5年度において74人と、増加している。また、医師少数区域等への勤務を促進するため、医師少数区域に勤務する免許取得後3～7年目の医師を対象に研修に関する費用などを助成する医師偏在解消推進事業費助成などの取組も実施している。

イ 看護職員等の確保・資質向上

高齢化や疾病構造の変化に伴う訪問看護、高度専門医療に加え新型コロナウイルス感染症への対応など、医療需要の増大や多様化により看護師不足が継続している中、県看護協会（ナースセンター）等の関係機関との連携を図りながら、看護職員の確保及び定着促進に努めている。

養成施設の運営支援による養成立強化、修学資金の貸与による新卒者の県内就業促進や新人看護職員研修の支援による定着促進、勤務環境改善計画策定病院への支援による離職防止、ナースセンターによるきめ細かな再就業支援、特定行為研修等の支援による看護の質の向上、看護職員指導者等養成による看護教育の内容の充実と質の向上に重点的に取り組んだ。

さらに、地域でコロナ医療など一定の役割を担う医療機関に勤務する看護職員等の収入を引き上げることなどを目的に、事業者への補助を実施した。

ウ (仮称) 医科大学院大学の設置に関する検討

医師の確保や医療水準の向上に向けた対策として、医師にとって魅力のある教育・研究環境を提供する医科大学院大学の設置を検討していくこととし、令和4年度は準備委員会を5回開催した。

(2) 質の高い医療の持続的な提供

ア 地域医療構想の実現

各圏域ごとの地域医療構想調整会議で議論を進めるとともに、地域医療介護総合確保基金を活用し、地域医療連携推進法人に対する助成や、医療機関を対象とした地域医療構想に関する研修会の開催など、医療機能の分化と連携を推進する取組に対する支援を行った。

イ 救急医療体制の整備

救急医療施設を、初期、第2次及び第3次救急医療施設として体系化し、限られた医療資源を効率的に活用するとともに、患者のニーズに合わせた救急医療体制を整備することで、休日・夜間等の診療時間外における医療の確保と重篤患者に対する適切な救急医療活動を実施している。

緊急に治療が必要な中等症・重症救急患者に対する医療を迅速に提供するため、2機体制で全県をカバーするドクターヘリの運航を支援したほか、高度の診療機能を有し24時間体制で重篤患者を受け入れる救命救急センターの運営費を助成するなど、安定的、継続的な救急医療の提供の確保を図った。

ウ 周産期医療と小児医療体制の整備

総合周産期母子医療センターを核とする周産期医療機関のネットワークを構築し、正常からハイリスク分娩まで、母体・胎児及び新生児の一貫した医療が体系的に提供できる体制を整備し、安心・安全な妊娠・出産を確保している。また、重症度に応じて初期、第2次及び第3次の小児救急医療体制を整備し、小児に特有の疾患や症状の急激な変化などに対応している。

周産期母子医療センター、小児救命救急センター等の運営や、分娩取扱や医療提供に要する施設・設備整備等を支援した。また、産科診療所等に対し、新型コロナウイルス感染妊婦等の分娩等への対応について協力を要請したほか、こども救急電話相談#8000の相談時間を24時間に拡充するなど、新型コロナウイルス感染拡大時にも、各地域における周産期医療と小児医療の確保を図った。

エ 在宅医療の提供体制の整備

団塊の世代が後期高齢者となる2025(令和7)年には、高齢化の著しい進行により在宅での医療を必要とする方の増加が見込まれることから、在宅医療の提供体制を確保するため、地域において訪問診療を実施する診療所や、在宅患者の急変時対応などの後方支援機能を担う有床診療所の施設・設備整備等を支援した。

また、訪問看護出向研修支援事業により、病院と訪問看護ステーションの連携を強化するなど、総合的な在宅医療提供体制の整備を実施した。

オ へき地医療体制の確保

へき地医療拠点病院による医療提供体制の確保、地域の中核的な医療機関への搬送体制の整備、自治医科大学卒業医師を中心とした医師確保等を実施している。

へき地医療拠点病院が実施する巡回診療等の運営費の助成や医療設備を整備した医療機関への支援を実施したほか、中山間地域等における、医療従事者及び地域住民双方の負担軽減を図り、地域の医療提供体制を維持するため、オンライン健康医療相談を行うモデル事業を実施した。

カ 総合的ながん対策の推進

静岡県がん対策推進条例及び第3次静岡県がん対策推進計画(平成30年3月策定)に基づき、がんとその予防に関する理解促進のための啓発活動、がん診療連携拠点病院等の国・県指定病院の機能強化、がんゲノム医療や低侵襲医療の推進、小児・AYA(Adolescent and Young Adult; 思春期及び若年成人)世代のがん患者の支援、がん教育の推進等、医療機関・教育機関等の関係団体と協働し、総合的ながん対策の推進を図った。

キ 疾病に応じた適切な医療の提供

「難病の患者に対する医療等に関する法律」に基づき、令和3年11月から338疾患に拡大された指定難病患者等に対し、医療費負担の軽減や訪問相談などの支援を実施し、医療従事者を対象とした研修を開催して人材育成を図った。

また、第1次静岡県循環器病対策推進計画（令和4年3月策定）に基づき、かかりつけ医等を対象とした研修会等を開催し、医療関係者の資質向上を図ったほか、心不全手帳を活用した医療連携の推進に取り組んだ。

（3）県立病院による高度専門医療の提供

ア 静岡県立静岡がんセンターによるがん高度専門医療の提供

診断技術においては、臨床検査、画像診断、内視鏡診断、病理診断などの連携による、がん診断部門の構築、治療部門においては、腹腔鏡やロボット手術など低侵襲手術の導入、最新鋭リニアック機器や陽子線による放射線治療、分子標的薬や免疫チェックポイント阻害剤による薬物治療、さらに治療法拡大の臨床試験、がんゲノム医療など、多職種共同により推進している。

現在、特定機能病院、都道府県がん診療連携拠点病院、がんゲノム医療中核拠点病院に指定され、本県がん医療の中核としての機能を担っている。

イ 静岡県立病院機構による高度専門医療の提供

県立総合病院では、高精度の放射線治療や手術支援ロボットを活用した低侵襲手術を提供した。県立こころの医療センターでは、昨年度に引き続き県内全域から精神科救急患者を受け入れた。また、県立こども病院では、小児がん拠点病院として小児がんに対する集学的な治療や、移行期医療支援体制の拡充に取り組んだ。

（4）生涯を通じた健康づくり

ア ライフステージの特性に応じた健康づくり

第3次ふじのくに健康増進計画に基づき、①健康長寿プログラムの普及、②健康マイレージ事業、③企業との連携、④健康長寿の研究（特定健診データ分析等）、⑤重症化予防対策を柱とする健康長寿プロジェクトの推進のほか、民間企業との協働により、しずおか健幸惣菜の普及に取り組んだ。

また、静岡県受動喫煙防止条例（平成31年4月1日全面施行）に基づいた、飲食店における標識掲示を推進するなど、望まない受動喫煙を防ぐ環境整備に継続して取り組んだ。

イ 全ての世代の健康を支える医療保険制度の適切な運営

国民健康保険の制度改革により、平成30年度から、県が財政運営の責任主体として静岡県国民健康保険事業特別会計を設置し、市町とともに安定的な財政運営を行っている。

また、静岡県国民健康保険運営方針に基づき、市町の収納率の向上や医療費の適正化などの取組を進めた。

さらに、保険者努力支援制度等を活用して、国保ヘルスアップ支援事業の実施など、引き続き市町の保健事業等の支援を実施した。

（5）科学的知見に基づく健康施策の推進

令和3年4月に開学した静岡社会健康医学大学院大学に、新たに令和5年度から博士課程及び修士課程の専門コース（聴覚・言語コース）を設置するための準備を着実に進め、社会健康医学研究を担う人材の育成体制の強化を行うとともに、健康寿命の延伸に向け、社会健康医学研究を大学に委託して実施した。

また、研究成果を元に、野菜マンマシタスクフォースを設置し、実証実験として「野菜マンマシ餃子」のテスト販売を行うなど、県民の野菜の摂取量の増加を目指す取組を行った。

さらに、本県の健康課題である、脳血管疾患、認知症、フレイルや、その背景にある生活習慣病などの原因究明、予防方法の開発、研究成果の社会実装による県民の健康づくりを目指す「静岡多目的コホート研究事業」を賀茂地域で実施するとともに、次期実施地域の選定を行い、令和5年度から袋井市を対象に研究を開始するための調整及び準備を行った。

(評価、課題及び改善)

(1) 医療を支える人材の確保・育成

医療を支える人材の確保・育成については、静岡県保健医療計画等に基づき進めてきており、計画等の目標を達成するため、地域における医療連携体制の強化や医療従事者の確保を推進するとともに、静岡県医療審議会や静岡県医療対策協議会を開催するなど、医療の提供者や受療者等をはじめとする幅広い関係者との協議の下、地域医療介護総合確保基金を有効に活用し、実効性のある具体的な施策を進めていく。

医師の確保については、本県の喫緊の課題との認識の下、各種取組を進めており、国の調査によれば、令和2年12月末時点で人口10万人当たり病院勤務医は142.2人であり、全国順位は平成26年度の44位から40位まで上昇しているが、医師不足の状況が続いている。

また、国が令和5年3月に示した医師偏在指標の暫定値においても、本県は依然として全国39位の「医師少数県」に位置付けられており、県全体の医師数の増加を図る必要がある。

このため、今後も医学修学研修資金の活用のほか、教育委員会との連携の下、高校生を対象として医学部合格者や若手医師による講演会等を開催し医師となる動機付けを図るなど、引き続き、医師数の増加に取り組んでいく。

偏在解消については、中東遠医療圏において医師偏在指標の目標値を達成したものの、賀茂及び富士医療圏では達成できないなど、解消には至っていない。今後も、医学修学研修資金被貸与医師の重点配置や国の認定制度、補助金の活用などを通じ、偏在解消に努めていく。また、令和5年4月、医師確保計画の一部を改正し、本県の実情を踏まえて10の市区町を医師少数スポットに追加設定したところであり、医師少数区域とあわせて、偏在解消に取り組んでいく。

さらに、医師の時間外労働上限規制導入を前に、県内中核病院では医師数が増加する一方で不足感が増大しており、さらに勤務環境改善の支援に取り組んでいく。

看護職員等の確保・資質の向上については、養给力強化、離職防止・定着促進、再就業支援、看護の質の向上の4つの柱に沿った施策を推進しており、国の調査によれば、令和2年12月末時点の人口10万人当たり看護職員数は、1,065.8人と平成30年12月末時点と比べて37.4人(3.6%)増加し、全国の増加率(2.3%)を上回った。

また、平成31年4月に設置した県立看護専門学校助産師養成課程については、これまでに34人が国家試験に合格し、県内で就業した。

一方で、国が令和元年10月に公表した令和7年の看護職員需給推計では、看護職員の不足が見込まれていることから、引き続き、養成施設の運営支援による養给力強化、看護職員修学資金の活用による離職防止・定着促進、県ナースセンターによる再就業支援、感染症に対応する看護師の養成等による看護の質の向上の4つの柱に沿った施策を推進し、着実な看護師確保、定着につなげていく。

(仮称)医科大学院大学の設置に関する検討については、令和4年度は5回の準備委員会で基本理念や養成する人材像等について議論した。令和5年度は、準備委員会による基本構想のとりまとめ・提言と、それを受けての基本計画の検討を進めていく。

(2) 質の高い医療の持続的な提供

地域医療構想の実現については、人口減少や少子高齢化の進行に伴い、県民の年齢構成や疾病構造が変化し、中長期的に医療需要も大きく変化する見込みのため、今後地域において必要な医療提供体制を確保するよう、将来のデータ分析等に基づき地域医療構想調整会議での議論を進めるとともに、引き続き地域医療介護総合確保基金を活用し、医療機関や団体を支援していく。

救急医療体制の整備については、県内11か所の救命救急センターの運営を支援し、安定した救急医療を提供しているほか、全国に先駆けて2機体制の運航を実現しているドクターヘリについて、令和4年度は2機合計の出動回数が年間1,263回となるなど、県内の救急医療に大きな効果を発揮している。

周産期医療と小児医療体制の整備については、県内3か所の総合周産期母子医療センター等の運営を支援し、安心・安全な妊娠・出産を確保するほか、県立こども病院が運営する小児救命救急センターの運営費を補助するなど、周産期、小児医療の確保に引き続き取り組んでいく。こども救急電話相談#8000については、拡充後の相談件数は、前年同時期の1.5倍となるなど、保護者等の不安解消、小児科医の負担軽減に寄与した。

在宅医療の提供体制の整備については、在宅医療に特化する診療所の増加などにより、訪問診療を受けた患者数は年々増加しているが、医師の高齢化等により、訪問診療を実施できない医療機関が多いと考えられる。高齢化の進行に伴い、在宅医療等の必要量は増加することから、更なる参入を促すよう訪問診療を実施する診療所への支援や在宅医療に取り組む医師の拡大に取り組んでいく。

へき地医療体制の確保については、へき地医療拠点病院を県内に8か所指定し、巡回診療や医師派遣により、無医地区等における医療提供体制を確保している。モデル事業として、西伊豆町において、巡回診療等を受けている高齢者19人に対してオンライン健康医療相談を実施したところであり、引き続き検証していく。

総合的ながん対策の推進については、平成30年3月に策定した第3次静岡県がん対策推進計画に基づき、今後も引き続き、成人の喫煙率の減少、がん検診受診率及び精度管理の向上、がん診療連携拠点病院等の国・県指定病院の機能強化、がんゲノム医療や低侵襲医療の推進、がん教育の推進、小児・AYA世代の生殖機能温存費用支援などに取り組み、がんを患っても安心して生活を続けることができる地域づくりに努める。

疾病に応じた適切な医療の提供のうち、難病対策については、令和3年11月1日から対象疾患が5疾患追加され338疾患に拡大されたことから、今後も引き続き難病申請ガイドブック等を活用し、難病の医療費助成制度に関する広報に取り組んでいく。

また、難病医療協力病院や難病診療分野別拠点病院の新規指定等により、難病医療提供体制の構築を図り、難病患者の早期診断・早期治療や紹介・逆紹介を推進するとともに、多様・希少な疾患に対応できる医療従事者の養成を図っていく。

循環器病対策については、令和4年3月に策定した第1次静岡県循環器病対策推進計画に基づき、「健康寿命の延伸」及び「循環器病の年齢調整死亡率の減少」を全体目標に、引き続き、循環器病の発症から専門的治療開始までの迅速化や医療機関の連携に向けた取組を進めていく。

(3) 県立病院による高度専門医療の提供

静岡県立静岡がんセンターによるがん高度専門医療の提供については、引き続き、質の高いがん治療の推進を行うとともに、研究分野にも注力し、臨床研究中核病院の指定を目指していく。

また、世界的に影響の大きかったコロナ禍、エネルギー高騰により、経営基盤をより強化にする必要が生じたため、新たな経営強化プランの策定と着実な実践を進め、経営改善に努めていく。

静岡県立病院機構による高度専門医療の提供については、他の医療機関では対応困難な高度専門医療の提供に取り組むことにより、令和4年度の数値目標のうち、「患者満足度」は3病院全てにおいて目標を達成したが、「病床稼働率」は新型コロナウイルス感染症等の影響により、目標を達成したのは県立こども病院のみとなっている。今後も継続して高い患者満足度を維持するとともに、病床が有効に活用され、より多くの入院患者に質の高い医療が提供できるよう、医療提供体制の充実等を支援していく。

(4) 生涯を通じた健康づくり

ライフステージの特性に応じた健康づくりでは、健康寿命日本一に向けた取組について、健康長寿プログラム、健康マイレージ事業が全市町で実施され、ふじのくに健康長寿プロジェクトの取組は着実に普及している。

また、禁煙・分煙・喫煙可の標識を掲示する飲食店が75%を超え、受動喫煙防止対策の効果がみられる。

今後は、人工透析になる原因の一つである糖尿病性腎症を予防するため、歯科と医科の連携体制を強化するなど糖尿病の重症化予防も積極的に行うほか、しずおか健康野菜の普及に取り組むため、食塩量やエネルギー等の基準を満たしたメニュー・商品を積極的に提供・販売する企業等のパートナー登録を推進する。

さらに、全国に比べて多い脳血管疾患を防ぐため、脳血管疾患の要因である高血圧対策に取り組んでいく。

全ての世代の健康を支える医療保険制度の適切な運営については、県が財政運営の責任主体として、市町と

ともに国民健康保険の運営を担い、保健事業支援や保険料（税）収納率向上対策、診療報酬明細書（レセプト）点検調査等による医療費適正化対策等の助言・指導を行い、令和3年度の国民健康保険の財政収支は、全市町国保が黒字であった。

引き続き、財政基盤の強化による健全な事業運営を図るため、国保運営方針連携会議の開催など市町等との定期的な協議を行いながら、円滑な制度運営を行っていくとともに、国保改革の目的の深化を図るため、保険料水準の統一に向けた検討を進めていく。

（5）科学的知見に基づく健康施策の推進

科学的知見に基づく健康施策の推進については、静岡社会健康医学大学院大学の研究成果の社会実装や本県の健康課題の解決に向けてより効果的な取組を進める「ヘルスオープンイノベーション静岡」を活用し、生活習慣病の予防に取り組んでいく。

3 いつまでも自分らしく暮らせる長寿社会づくり

(静岡県長寿社会保健福祉計画)

(静岡県地域福祉支援計画)

(静岡県保健医療計画)

(主要な事業の実績)

(1) 地域包括ケアシステムの推進

ア 一人ひとりに寄り添った支援の充実・強化

地域包括ケアシステムを基本とした地域共生社会の実現を目指し、その実現に向けた施策の方向性や目標、具体的な取組を掲げた「第9次静岡県長寿社会保健福祉計画」(令和3年度～5年度)に基づき、「地域で支え合い、健やかに、安心して最期まで暮らせる長寿社会の実現」を理念とし、「誰もが暮らしやすい地域共生社会の実現」「健康づくりと介護予防・重度化防止の推進」「在宅生活を支える医療・介護の一体的な提供」「認知症とともに暮らす地域づくり」「自立と尊厳を守る介護サービスの充実」「地域包括ケアを支える人材の確保・育成」の6つを柱として、市町の介護予防、生活支援等の取組を支援し、広域的立場から人材の確保・養成、サービス提供基盤の整備などを実施した。

また、医療、介護の関係者等で構成する地域包括ケア推進ネットワーク会議の「長寿社会保健福祉計画推進・策定部会」において、現行計画の進捗管理を行った。

保健医療、福祉介護の団体等で構成する「地域包括ケア推進ネットワーク会議」の県会議、圏域会議等の開催により、多職種連携の強化を図りながら、支え合いの地域づくり、認知症施策、地域リハビリテーションの推進等の事業を行った。

イ ふじのくに型人生区分における壮年世代の活躍促進

高齢者が、元気でいきいきとした生活を送ることができるよう、健康長寿のリーダー養成研修や、すこやか長寿祭スポーツ・文化交流大会の開催、世代間交流の機会の創出など、高齢者の社会参加や生きがいづくりを、新型コロナウイルス感染症に配慮しながら、しずおか健康長寿財団や静岡県老人クラブ連合会(シニアクラブ静岡県)と連携して推進した。

ウ 地域で日常生活を支援する仕組みの充実

団塊の世代が75歳に到達する2025(令和7)年を見据え、市町が進める地域包括ケアの推進のため、市町における生活支援や介護予防サービス創出の充実を推進した。

住民による支え合い活動を促進するため、移動サービスの創出や継続に係る課題解決に向けた相談窓口の設置のほか、壮年熟期の人を主な対象とし、社会参加の促進と生活支援の担い手としての育成を図った。

また、高齢者等の社会活動の自粛に伴う身体・認知機能の低下を防止するため、地域の通いの場や運動プログラムなどの情報を発信する静岡県健康づくり応援サイト「ふじのくに むすびば」等、ICTを活用した健康づくりを推進した。

エ 自立支援・介護予防の取組促進

在宅の高齢者へのリハビリテーションの提供体制を強化するため、かかりつけ医の相談役や連携づくりへの協力を行う地域リハビリテーションサポート医や、市町における介護予防事業等に関与する地域リハビリテーション推進員、訪問リハビリテーションに従事する専門職の養成などに取り組んだ。

また、地域包括ケア推進ネットワーク会議に設置した「地域リハビリテーション推進部会」において、医療・介護の連携や市町支援の方策などを検討した。

オ 介護サービスの充実

特別養護老人ホームの入所希望者の待機解消に向け、特別養護老人ホームを整備する社会福祉法人に対する助成に加え、地域医療介護総合確保基金を活用し、認知症高齢者グループホームなどの整備を行った。

新型コロナウイルス感染症の感染防止では、多床室の個室化や簡易陰圧装置の導入及び生活空間等の区分けを行うゾーニング環境等の整備に27件助成したほか、感染が確認された際の消

毒や衛生用品の購入、施設内療養に伴うかかり増し経費等に助成し、施設の継続的な運営を実現するための支援を行った。

また、重症化リスクの高い福祉施設における感染拡大を防ぐため、研修用動画の作成や施設内の感染症対策リーダーを育成するための研修を実施し、事前の予防対策を講じるとともに、クラスターが発生した場合も福祉サービスが継続できるよう、必要に応じ速やかに応援職員を派遣する等、施設の事業継続支援を行った。

カ かかりつけ薬剤師・薬局の普及促進

かかりつけ薬剤師・薬局として、医療や介護の関係施設と連携し、患者を支える「地域連携薬局」などを認定する制度が令和3年8月に開始されたことから、県薬剤師会とともに、地域の医療機関とのモデル事業や在宅医療に関する研修等を通じて、特定の機能を有する薬局の増加を図った。

(2) 認知症にやさしい地域づくり

ア 認知症の人とその家族への支援

認知症の人やその家族が安心して住み続けられる地域づくりを推進するため、同じ障害や病気、生活上の問題等を抱える人が支え合うピアサポート活動や、認知症サポーターの支援活動（チームオレンジ）を促進したほか、認知症の本人を地域版の希望大使として委嘱し、認知症の本人による普及啓発活動を強化した。

また、認知症高齢者等が行方不明になった際に、早期に発見・保護するため、関係機関と情報共有等を行う見守り・SOSネットワークの広域連携体制を整えており、行方不明となるおそれのある人の情報の事前登録については、令和3年4月から全ての市町で実施している。

かかりつけ医の相談役となる認知症サポート医の活動を促進するため、認知症サポート医リーダーを養成するとともに、認知症疾患医療センターや認知症高齢者グループホームが地域に出向き、認知症の人と家族に対する相談会を行うなど、認知症の早期発見、早期対応の一層の体制整備に取り組んだ。

イ 若年性認知症対策の推進

高齢期の認知症とは異なる課題が発生する若年性認知症の人や家族に対する理解の促進や状態に応じた適時適切な支援を行うため、「若年性認知症相談窓口」を運営した。

(3) 介護・福祉人材の確保

ア 介護サービス等を支える人材の確保と資質の向上

増大する福祉サービスの需要を支える人材を安定的に確保するため、無料職業紹介事業を行う静岡県社会福祉人材センターに求職者の相談や就職支援に当たる専門員を5人配置し、求人求職間のマッチングを推進した。

また、小・中・高校生を対象とした福祉介護職のイメージアップのためのセミナーを、新型コロナウイルスの感染防止に配慮しながら開催したほか、社会福祉施設のリモート見学会や、大学への出前説明会を実施し、福祉人材のすそ野の拡大を図った。

外国人介護人材の確保を促進するため、介護福祉士を目指す外国人留学生の学費等を支援する介護事業所に対して費用の一部を助成した。

また、県内で働く外国人介護職員の職場定着を促進するため、日本で働く上での不安や悩みに対応する巡回相談を実施するとともに、仲間づくりに主眼を置いた研修交流会を開催した。

介護分野への就労促進を図るため、介護事業所で実務を経験しながら研修を受講して人材を育成する事業の実施により128人の直接雇用を実現するとともに、介護分野における人材のすそ野を広げるため、アクティブシニアが介護の仕事に興味・関心を持ち、介護事業所等への就労のきっかけとなる講座を開催した。

併せて、都合により離職した介護職経験者に向けた研修やマッチングによる復職支援により112人の復職を実現した。

イ 介護現場の労働環境と処遇の改善

介護職員の更なる処遇改善のため、賃金改善を行う介護事業所に対して、収入を3%程度引き上げる費用を助成（令和4年10月以降は介護報酬で措置）するとともに、働きやすい職場づくりやサービスの質の向上に積極的に取り組む事業所を優良介護事業所として表彰したほか、「静岡県働きやすい介護事業所認証制度」に基づき、新たに56事業所を認証し、計427事業所となった。

また、介護事業所へのICT機器等の導入支援として、介護ロボット（見守り機器・入浴支援機器等）やICT機器を助成対象とし、県内の延べ312事業所が活用するとともに、専門のコンサルタントの支援を受けながら、モデル事業所3箇所において介護現場の業務改善に取り組み、介護業務の効率化による職員の負担軽減と介護現場の生産性の向上を図った。

（評価、課題及び改善）

（1）地域包括ケアシステムの推進

一人ひとりに寄り添った支援の充実・強化については、地域で支え合う長寿社会を実現するため、令和3年3月に策定した「第9次静岡県長寿社会保健福祉計画」に基づき、市町や関係団体等と連携し、地域住民による支え合い活動の推進、地域リハビリテーションの推進、認知症総合対策の推進などに重点的に取り組んだ。また、「長寿社会保健福祉計画推進・策定部会」を3回開催し、現行計画の進捗管理を行い、88の指標のうち6割が達成確実又は達成の可能性があると確認した。今後も、計画の理念である「地域で支え合い、健やかに、安心して最期まで暮らせる長寿社会の実現」を図るため、市町や医療・介護・福祉の関係団体等と連携し、「誰もが暮らしやすい地域共生社会の実現」や「在宅生活を支える医療・介護の一体的な提供」などの各種施策を着実に実施するとともに、指標の達成状況を踏まえつつ、市町における地域包括ケアシステムの実現を支援していく。

ふじのくに型人生区分における壮年世代の活躍促進については、高齢者の健康づくり・生きがいづくりの推進において、感染対策を講じて、すこやか長寿祭スポーツ・文化交流大会を開催し、参加者は4,832人と前年度より増加した。

今後、しずおか健康長寿財団との連携を一層強化し、各競技団体や市町とも協力しながら、新たな種目の導入や、活動への参加機会の拡大等により、競技人口の拡大を図り、高齢者が親しみやすく、高齢者が安心してスポーツや文化活動に参加できる環境づくりを推進する。

地域で日常生活を支援する仕組みの充実については、「壮年熟期」の人を主な対象とした社会参加の促進事業において、経験や知識を活かし社会を支える担い手を養成する講習・体験会を10市町で開催し、642人が参加した。このうち、8市町ではサービスの立上げに向けた準備が進んでいる。

また、移動サービスに係る事例報告会には447人が参加するなど普及が図られ、住民主体の移動支援の実施が26市町となった。今後も、移動サービスの創出や継続に係る課題解決に向けた助言を行うなど、全ての市町で住民主体の移動支援が実施されるよう市町の取組を支援していく。

令和3年12月に開設した静岡県健康づくり応援サイト「ふじのくに むすびば」では、46種類のご当地体操の動画発信や526か所の「通いの場」等を紹介したほか、「通いの場」へICTアドバイザーを50回派遣する等、オンラインによるICTの活用を支援した。今後も新たな生活様式に対応した健康づくりや社会参加を推進していく。

自立支援・介護予防の取組促進については、地域における効果的なリハビリテーション提供体制の強化を図るため、新たに、地域リハビリテーションの中核として活動する「地域リハビリテーションサポート医」を26人、「地域リハビリテーション推進員」を69人養成した。

引き続き、サポート医及び推進員の養成を行うとともに、地域リハビリテーション支援センター等を拡大し、予防、発症から退院、在宅での生活まで、切れ目のないリハビリテーション体制の強化を図っていく。

介護サービスの充実については、特別養護老人ホームの整備定員数は、前年度から4人増加し、19,564

人となった。

特別養護老人ホームは依然として入所希望が多いことから、今後も静岡県長寿社会保健福祉計画に基づき、引き続き整備を支援するとともに、住み慣れた地域で暮らし続けていけるよう、小規模多機能型居宅介護事業所などの地域密着型サービスについても、地域医療介護総合確保基金を活用し、計画的に整備を促進していく。

また、福祉施設の感染症対策については、引き続き、施設のゾーニングや面会室の整備等、必要とされる施設・設備整備を積極的に進め、利用者、職員双方が安心できる環境整備に取り組んでいく。

さらに、重症化リスクの高い福祉施設における感染症対策の継続を支援するため、施設内の感染症対策リーダーを育成するための研修を実施するとともに、クラスターが発生し、職員が不足した施設に対し、事前の予防対策を講じつつ応援職員の派遣を行い、業務継続を支援する体制を維持していく。

かかりつけ薬剤師・薬局の普及促進については、県薬剤師会と協働した地域での医療機関との連携モデル事業の実施、研修会の開催等により、地域連携薬局の認定数が前年度から39薬局増加して98薬局となった。

引き続き、県薬剤師会と医療機関との連携モデル事業の実施、研修会の開催等により、地域連携薬局の認定取得を支援していく。

また、県民等に対して、かかりつけ薬剤師・薬局の役割等を周知し、理解促進に取り組んでいく。

(2) 認知症にやさしい地域づくり

認知症の人とその家族への支援については、認知症サポーター等が認知症の人や家族の支援ニーズに合った具体的な支援につなげるチームオレンジの設置が20市町となった。

全ての市町におけるチームオレンジの設置に向けて、地域で中心となる人材の養成等により市町の取組を支援する。

全国初となる地域版の認知症本人大使「静岡県希望大使」等を通じて、引き続き本人による普及啓発活動を強化していく。

行方不明となるおそれのある人の事前登録については、全ての市町で体制が構築されたところであるが、事前登録の一層の周知と、市町や警察署をはじめ、関係機関との更なる連携強化に努めていく。

また、地域における連携の推進役となる認知症サポート医のリーダーを令和4年度までに181人養成したほか、認知症疾患医療センターと認知症サポート医リーダーが中心となって、地域で認知症の人や家族を支援する体制の構築を推進した。

引き続き、市町との連携を強化し、認知症疾患医療センターが地域に出向いて行う集合相談の充実を図るとともに、認知症サポート医リーダー連絡会を開催するなど、認知症の早期発見、早期対応の体制の充実を図っていく。

若年性認知症施策の推進については、相談窓口と支援機関との連携を一層強化し、相談体制の充実を図るとともに、就労の継続に向けて、若年性認知症コーディネーターによる企業への訪問支援や、企業等に対する理解促進に取り組んでいく。

(3) 介護・福祉人材の確保

介護サービス等を支える人材の確保と資質の向上については、令和元年時点における県内の介護職員数は54,310人と年々増加しているが、今後、団塊の世代が75歳以上となる令和7年には、約63,000人の介護職員が必要と見込まれることから、引き続き、県民の介護の仕事に対する理解の促進に努めるとともに、就業先として介護の仕事を広く紹介し、現役世代や退職者、外国人介護人材など、多様な人材の新規就労を拡大していく。

特に、外国人介護人材については、新たにモンゴルからの介護人材の受入れを促進するとともに、外国人介護職員のキャリア形成に取り組む介護事業所を支援することにより、職場定着を図っていく。

令和4年度の静岡県社会福祉人材センターを通じた福祉分野の就職人数は、求人側の求める資格要件等と求職者側の希望する勤務条件等のミスマッチ等により、668人に留まった。(就職者数は、平成

29年度から6年連続して全国第1位)

引き続き、静岡県社会福祉人材センターを通して求められる人材についての調査や研修を組み合わせながら、マッチングの強化を図るとともに、WEB等を活用した福祉職セミナーの開催や職場体験事業等により、福祉人材のすそ野の拡大に取り組んでいく。

介護現場の労働環境と処遇の改善については、9割以上の介護事業所で処遇改善加算を取得するなど、介護職員の給与改善が進んでいる。

引き続き、働きがいのある労働環境の整備に向けて、優良介護事業所や働きやすい介護事業所の表彰・認証を通じて介護事業所を積極的にPRすることにより、介護の仕事と職場としての介護事業所の魅力を広く県民に周知し、職員の定着を支援していく。

また、介護職場の業務効率化を図るため、介護ロボットやICT機器の導入に対する支援を継続するとともに、周辺業務を切り分けることによる業務効率化のモデルの普及を図ることにより、一層の業務効率化と職員の定着支援に取り組んでいく。

4 障害のある人が分け隔てられない共生社会の実現

(静岡県障害者計画)

(静岡県障害福祉計画)

(静岡県障害児福祉計画)

(静岡県アルコール健康障害対策推進計画)

(静岡県ギャンブル等依存症対策推進計画)

(主要な事業の実績)

(1) 障害に対する理解と相互交流の促進

ア ふじのくに障害者しあわせプランの推進

令和4年3月に策定した「第5次静岡県障害者計画」に基づき、「障害に対する理解と相互交流の促進」、「地域における自立を支える体制づくり」、「多様な障害に応じたきめ細かな支援」の3つの施策を柱として、障害のある人が分け隔てられない共生社会の実現に向け、各圏域自立支援協議会に圏域スーパーバイザーを設置し、専門的な見地から広域調整等のサポートや市町の相談支援体制整備に係る助言を行った。

また、令和3年3月に策定した「第6期静岡県障害福祉計画」、「第2期静岡県障害児福祉計画」に基づき、市町と連携し、サービス量等の拡大や、福祉施設入所者の地域生活への移行、福祉施設から一般就労への移行などの成果目標の達成に向けて取り組んだ。

イ 障害者差別解消条例に基づく合理的配慮の提供の推進

平成29年4月に施行した「静岡県障害を理由とする差別の解消の推進に関する条例」に基づき、障害福祉に専門的な知識を有する有識者による「障害者差別解消相談窓口」の設置や、県民が一体となって障害者差別解消に取り組む「障害を理由とする差別解消推進県民会議」の開催のほか、差別解消に係る顕著な取組等を行った事業者・団体等を表彰した。また、障害のある人への「合理的配慮の提供」促進のため、声かけサポーターの養成に取り組んだほか、民間事業者において合理的配慮の提供が義務化されることを踏まえ、新たにアンケート調査を実施するなど、制度の周知に取り組んだ。

ウ 情報保障の推進

平成30年3月に施行した静岡県手話言語条例を踏まえ、ろう者や手話通訳者などとの協議の場として、「静岡県手話言語施策推進協議会」を開催したほか、県民誰もが手話で簡単なあいさつをすることができることを目指す「手話であいさつ」運動や県民向け手話講座への講師派遣等により、言語である手話の普及促進に取り組んだ。

また、新型コロナウイルス感染症の影響により、聴覚に障害のある人に手話通訳者が同行できない場合でも手話通訳することができるよう、スマートフォン等の端末を使って意思疎通を行う「遠隔手話通訳システム」の運用を開始した。

(2) 地域における自立を支える体制づくり

ア 一人ひとりの特性に応じた就労の促進

障害福祉サービス事業所で働く人の工賃向上を支援するため、「障害者働く幸せ創出センター」における企業と事業所の仲介や、ふじのくに福産品（授産製品の愛称）の継続的な購入を県民に呼び掛ける「一人一品運動」の普及のほか、外部専門家の指導・助言による新商品開発支援やブランド認定、農業への参入を促す農福連携への支援などを行った。令和4年度から、県職員向けに実施している福産品のセット商品を購入する「一人一品運動協力隊」を民間企業等にも本格拡大し、23の企業・団体から967口、3,028千円の申込みがあった。

(3) 多様な障害に応じたきめ細かな支援

ア 重症心身障害児（者）に対する支援の充実

イ 医療的ケア児（者）に対する支援の充実

重症心身障害児（者）及び医療的ケア児（者）が地域で安心した生活を送るため、医療的ケア児等支援センターを設置し当事者等からの相談体制を整備するとともに、看護、介護従事者向けの研修や医療的ケ

ア児等コーディネーター養成研修を実施し専門人材を養成した。

さらに、保護者のレスパイトを目的として、医療型短期入所事業所の指定を促進するための助成を行うとともに、短期入所における療育機能を強化するため、普段利用している通所事業所の保育士等の受入をする医療機関を支援した。

ウ 発達障害のある人に対する支援の充実

発達障害のある人の福祉向上を図るため、福祉施設職員や支援者の支援力向上研修や、小児科医等のかかりつけ医を対象とした発達障害対応力向上研修を実施した。

また、県発達障害者支援センターを東部地域と中西部地域の2か所体制とし、専門的な支援経験が豊富な民間法人に運営を委託して、より身近な場所で専門的な支援を提供するとともに、発達障害者支援コーディネーターを県内に6人配置し、地域の支援体制の整備を支援した。

エ 精神障害のある人に対する支援の充実

依存症、高次脳機能障害、摂食障害、てんかんなど、多様な精神疾患ごとの相談支援体制や関係機関との連携体制の構築に取り組み、新たな疾病であるゲーム障害・ネット依存への対策として、基本的理解を深めるためのワークショップや依存者等を対象とした回復支援プログラムを実施したほか、依存症に関する正しい知識の普及啓発のため県民向けフォーラムを開催した。

また、精神障害のある人が地域の一員として安心して自分らしく暮らすことができる「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の構築を推進するため、障害保健福祉圏域ごとに協議の場を設置し、入院中の精神障害のある人の地域移行を促進するとともに、障害のある当事者がその経験を活かしながら他の障害のある人の支援を行うピアサポーターを養成するための研修を実施した。

(評価、課題及び改善)

(1) 障害に対する理解と相互交流の促進

ふじのくに障害者しあわせプランの推進については、令和4年度の障害福祉サービスの1か月当たりの利用人数は34,272人で、令和3年度の31,737人から着実に増加しており「第5次静岡県障害者計画」、「第6期静岡県障害福祉計画」及び「第2期静岡県障害児福祉計画」に基づき、引き続き必要な福祉サービスの確保に努めていく。

障害者差別解消条例に基づく合理的配慮の提供の推進については、障害を理由とする差別解消推進県民会議参画団体数は、令和5年3月末現在、272団体であり、前年度より5団体増加した。引き続き、「静岡県障害を理由とする差別の解消の推進に関する条例」に基づき、ヘルプマークの理解促進や声かけサポーターの養成に取り組んでいくほか、民間事業者への義務化が令和6年4月からスタートすることが決定した「合理的配慮の提供」については、各事業者向けの研修会を開催するなど、より一層の周知啓発に努めていく。

情報保障の推進については、言語である手話の普及促進に引き続き取り組むとともに、新型コロナウイルス感染症の5類移行後の「新しい生活様式」において、マスクの着用や人と人との接触機会の縮減が求められるなか、障害のある人の情報取得や意思疎通の手段を確保していく。

(2) 地域における自立を支える体制づくり

一人ひとりの特性に応じた就労の促進については、令和3年度の就労継続支援B型事業所の県平均工賃月額額は16,468円となっており、前年度から939円増加したものの、未だ自立できる水準には至っていない。このため、令和5年度から新たに、一定額以上の福産品等を購入した企業等を県が認定する「ふじのくに福産品等SDGsパートナー認定制度」を創設し、企業等による継続的・安定的な売上げを確保することにより、工賃向上につなげていく。

(3) 多様な障害に応じたきめ細かな支援

重症心身障害児(者)に対する支援の充実については、適時適切な医療・福祉サービスを提供できる人材を養成するとともに、その支援のため、医療・看護・介護・福祉の専門職の連携を強化していく。また、重症心

身障害児（者）等を対象とした医療型短期入所事業所は令和7年度の目標値である15か所に達したが、一部地域では短期入所が可能な施設を確保することが困難な状況があり、また、保護者のレスパイトのニーズも依然として高いため、今後も市町と連携し、短期入所事業所の拡大に取り組んでいく。

医療的ケア児（者）に対する支援の充実については、令和4年7月に開設した「静岡県医療的ケア児等支援センター」において、当事者等からの相談に対応し、必要な医療・福祉・教育の機関へつなぐほか、医療・福祉等の必要なサービスを総合的に調整する人材の養成、関係者への情報提供、関係機関との連携体制の構築など、総合的な支援を行っていく。

発達障害のある人に対する支援の充実については、発達障害者支援センターによる、身近な地域での相談支援の充実を図るとともに、医療・福祉等関係分野の専門人材の養成などにより地域における支援体制の強化に取り組んでいく。

また、ライフステージを通じた支援体制の確立のため、児童発達支援センターの設置を促進するなど、市町、地域と連携して発達障害のある人に対する重層的な支援体制の構築を図っていく。

精神障害のある人に対する支援の充実については、身近な地域で必要とする精神医療を受けられるよう、引き続き2次保健医療圏域ごとに各精神疾患等の治療拠点となる医療機関を確保するとともに、他機関との連携強化に努めていく。

また、精神障害のある人が地域の一員として自分らしい暮らしをすることができるよう、県及び各圏域における自立支援協議会地域移行部会等において保健・医療・福祉関係者が協議するとともに、支援関係者を対象とした研修やピアサポーターの養成により支援体制の充実を図り、「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の構築を推進していく。

5 誰もが理解し合い地域で支え合う安心社会づくり

(静岡県人権施策推進計画)

(静岡県地域福祉支援計画)

(いのち支える"ふじのくに"自殺総合対策行動計画)

(静岡県動物愛護管理推進計画)

(主要な事業の実績)

(1) 人権尊重と人権文化が定着した地域づくり

ア 様々な人権に関わる施策の推進

地域や職場における人権啓発活動のリーダーとなるべき人材を育成するため、新型コロナウイルス感染症対策に配慮し、人権啓発指導者養成講座を会場開催と Zoom 配信の併用に加え、受講者がそれぞれ都合の良い時間帯に視聴できるよう新たにアーカイブ配信を実施したほか、ヤングケアラーに係る人権上の問題を取り上げた講演会やハラスメントに係る企業向けセミナーの開催などにより、県民の人権問題に対する認識を広め、人権尊重の意識の更なる高揚を図った。

また、市町が行う隣保館運営等の地方改善事業に対する指導監督により、人権同和対策の効果的な推進を図るとともに、人権関係団体の活動を支援し、人権啓発事業の効果的な推進を図るため、活動費等に対する助成を行うなど、県民福祉の向上に努めた。

さらに、差別的書き込みなど、インターネット上の誹謗中傷、人権侵害事案を早期発見し、被害者救済に資するため、人権関係団体への委託事業の中で、県内における人権侵害が疑われる情報について監視する事業を実施した。

イ あらゆる場における人権教育・人権啓発の推進

「静岡県人権施策推進計画（第3次改定版）」に基づき、人権啓発センターを拠点として、市町や学校、企業等が主催する人権研修会への出前講座による講師派遣や、啓発図書・DVDの貸出し等を通して、あらゆる場における人権教育・人権啓発に取り組んだ。

また、人権週間を中心としたラジオのスポットCMや県内鉄道駅や学校等における啓発ポスターの掲出、インターネットやSNSを活用した広報などの各種啓発活動により、新型コロナウイルス感染症に係る誹謗中傷やロシアによるウクライナ侵攻の影響による特定の国籍の人たちへの差別的言動の防止等、人権への配慮について広報するとともに、市町への各種啓発事業の委託を行うなど、県民の人権意識の向上に努めた。

(2) 地域における相談支援体制の充実

ア 包括的相談支援体制の充実

令和3年3月に策定した「第4期静岡県地域福祉支援計画」（令和3年度～8年度）に基づき「共生の意識づくり」「共生の地域づくり」「福祉の基盤づくり」の3つの施策を柱とし、長寿・障害・子ども等の分野別計画と連携しながら、地域福祉活動の推進を図った。

また、「地域福祉を考えるブロック会議」を開催し、現状、課題等について情報を共有し、各市町の地域福祉計画に基づく取組を支援した。

少子高齢化や地域における人間関係の希薄化等を背景に、高齢、障害、子ども、生活困窮等の複合的な課題や、ダブルケア、大人のひきこもりといった制度の狭間の課題が増加しているため、市町において複合的な課題等を丸ごと受け止め、多機関協働により支援する包括的相談支援体制を構築できるよう、必要な助言等を行うアドバイザーの派遣や、意識醸成を図る地域別研究会の開催を行い、市町の取組を支援した。併せて、アウトリーチ型支援体制の構築を促進するため、モデル市町において福祉関係者による要配慮者の把握を行った。

イ 成年後見制度の利用促進

成年後見制度の利用促進を図るため、全市町において、権利擁護の地域連携ネットワークの中核となる機関が整備されるよう、市町の取組を促す研修や相談窓口の設置、家庭裁判所や専門職等との連携を推進

する協議会を開催したほか、成年後見の体制づくりに取り組む市町に対する助成を行った。

ウ 民生委員・児童委員活動の推進

令和4年12月1日の民生委員・児童委員の一斉改選に伴い、新任の委員を対象に、委員活動に関する基礎的知識を習得してもらうための研修会を実施した。また、民生委員・児童委員の負担軽減等を目的に導入した民生委員・児童委員協力員制度の活用促進を図った。

(3) 自立に向けた生活の支援

ア 生活困窮者への相談支援体制の充実と自立支援対策の推進

新型コロナウイルス感染症の影響により増加した相談に対応するため、県所管の郡部（12町）の自立相談支援員を12人配置するとともに、相談支援員が事務処理に注力できるよう、事務処理補助員を3人、相談支援員兼就労支援員を1人配置した。さらに、支援業務の効率化のためタブレット端末を購入した。

また、自立相談支援員・事務補助員等の増員の要望があった2市に対して助成するなど、相談支援体制の強化を図った。

生活困窮者自立支援法に基づき、自立相談支援機関において、相談受付、その後の適切な支援につなぐ自立相談支援事業、複数の課題を抱えた生活困窮者等の相談に応じる「多職種ネットワークづくり」への支援、住居を喪失した又は喪失するおそれのある離職者等に住居確保給付金を支給する事業などを実施し、生活困窮者の自立を支援した。

このほか、WEBによる相談受付や、支援方法等に悩む支援員を支えるためのヘルプデスクの設置、医療・法律・福祉などの専門職による相談会等を実施した。

また、就労に向けた準備が必要な人に対して、生活改善や就労体験による就労準備支援事業を継続して行うことに加え、一定の住居を持たない生活困窮者等に、県職員住宅等の活用による、一時的な生活の場を提供する事業などを実施し、生活再建を支援した。

さらに、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した世帯に対して、静岡県社会福祉協議会と連携しながら、生活福祉資金の緊急小口資金や総合支援資金の特例貸付を行い、緊急的な生活支援を実施するとともに、生活福祉資金（総合支援資金）の貸付けが終了した世帯等に対して、「新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金」を支給した。

なお、実施主体である静岡県社会福祉協議会では、令和5年1月からの償還開始に伴い、償還免除、償還猶予の要件に該当する借受者に対して、償還免除及び償還猶予を行った。

イ ひきこもり状態にある人への支援の充実

精神保健福祉センター等に設置した「静岡県ひきこもり支援センター」において、本人や家族に対する相談支援を行うとともに、ひきこもりに関する正しい知識や対応方法等に関する講演会を開催し、普及啓発を図った。

静岡県ひきこもり支援センターの機能の一部をNPO法人等に委託し、自宅以外で安心して過ごし人との交流を図る居場所を県内5か所に設置して、身近な地域で社会への第一歩を踏み出す支援を行ったほか、ひきこもりの長期化等により中高年のひきこもり当事者が増加しているため、中高年向けの居場所を開設した。

また、身近な相談窓口となる市町の相談支援体制の整備を推進するため、専門的見地から助言を行うアドバイザーを派遣し、基本的な知識の習得や対応力の向上を図った。

(4) 自殺対策の推進

ゲートキーパーの養成、40歳未満の若年層を対象とした「若者こころの悩み相談窓口」での相談支援やこころのセルフケアワークショップ、検索連動型広告を活用した相談窓口の周知等を実施したほか、自殺対策を実施する市町に対して助成した。

また、新型コロナウイルス感染症の影響の長期化や物価高騰等に伴い不安や悩みを抱える若者が増えるおそれがあったため、年間を通じたLINE相談体制を継続することにより若年層対策の充実を図った。

さらに、DPAT（災害派遣精神医療チーム）の体制を整備するため、関係機関との連携や研修を実施し、大規模災害に備え、広域的な精神科の医療救護活動が必要な場合の応援体制の充実を図った。

このほか、本県が取り組むべき自殺対策の行動計画である「第3次いのちを支える“ふじのくに”自殺総合対策行動計画」を令和5年3月に策定した。

(5) 戦没者遺族等に対する援護施策の推進

戦没者及び戦災死者遺族のため、明治維新から太平洋戦争までの間に、国のために命を捧げた者及び戦禍により犠牲となった者に対し、追悼式を開催した。

また、恩給法及び戦傷病者戦没者遺族等援護法に基づき、軍人、軍属及び準軍属を対象とする年金等の請求書の受付、厚生労働省への進達等の事務を行うとともに、戦没者等・戦傷病者等の妻に対する特別給付金、及び戦没者等の遺族に対する特別弔慰金の請求書の審査、裁定等を行った。

(6) 豊かな暮らし空間の実現

ア 動物愛護の推進

令和3年3月に策定した「静岡県動物愛護管理推進計画」に基づき、人と動物の共生する社会の実現を目指し、終生飼養や新しい飼い主探しなどの飼い主としての責任の徹底を図るとともに、飼い主のいない猫対策としての地域猫活動を支援する等、殺処分0（ゼロ）に向けた環境づくりを推進した。

また、動物管理指導センターについては、施設の老朽化及び今後の動物愛護施策の展開において機能面に課題を抱えていることから、有識者やボランティア代表を交えた「人と動物の共生推進のための拠点検討会」を開催し、（仮称）静岡県動物愛護センター基本構想を策定した。

(評価、課題及び改善)

(1) 人権尊重と人権文化が定着した地域づくり

様々な人権に関わる施策の推進やあらゆる場における人権教育・人権啓発の推進については、令和4年度の「人権尊重の意識が生活の中に定着した県」と感じる人の割合は、42.1%となり前年度から2.6ポイント上昇した。

その一方で、性的少数者や刑を終えて出所した人をめぐる人権問題をはじめ、新型コロナウイルス感染症に係る誹謗中傷や、ロシアによるウクライナ侵攻に伴う特定の国籍の人たちへの差別的言動など、人権課題の多様化がみられる。

そうしたことから、あらゆる場における人権教育・人権啓発の推進については、「静岡県人権施策推進計画（第3次改定版）」に基づき、引き続き、社会情勢の変化に応じて発生する様々な人権問題に対応した人権啓発講座の開催や、メディアやインターネット、SNS等による広報の活用などにより、人権尊重の意識の一層の普及高揚を図るとともに、関係機関・団体と連携・協働しながら、あらゆる場における人権啓発・人権教育に取り組んでいく。

(2) 地域における相談支援体制の充実

包括的相談支援体制の充実については、「第4期地域福祉支援計画」の推進のため、住民参加と多様な主体の協働による地域の支え合いの体制づくりを目指して、『地域共生社会の実現に向けた地域づくりと市町における包括的支援体制について』をテーマに県内3地区で「地域福祉を考えるブロック会議」を開催し、各市町の地域福祉活動の現状や課題等について情報の共有化を図った。今後とも、市町における地域福祉計画に基づく取組を支援し、地域福祉の一層の推進に取り組んでいく。

また、市町における体制整備を支援するため、アドバイザーの派遣や、地域別研究会を開催した。さらに、アウトリーチ型支援体制の構築を促進するため、モデル市町において必要な支援が届いていない要配慮者の把握を行った。今後も、全ての市町において複合的な課題等を丸ごと受け止め、多機関協働により支援する包括的相談支援体制を構築できるよう、人材養成研修や情報提供等を実施し、市町の取組を支援していく。

成年後見制度の利用促進については、令和4年度末の権利擁護の地域連携ネットワークの中核となる機関の整備市町数は31市町となっている。未設置の4市町については、家庭裁判所と連携して設置に向けた調整を図るほか、単独での設置が難しい場合には広域での設置を助言するなど、各市町の課題に応じた支援を行っていく。

民生委員・児童委員活動の推進については、民生委員・児童委員協力員制度を活用した担い手確保の好事例の周知を図ることにより、民生委員・児童委員が活動しやすい環境を整備していく。

(3) 自立に向けた生活の支援

生活困窮者への相談支援体制の充実と自立支援対策の推進については、県内郡部12町の生活困窮者を対象に、生活困窮者自立支援法に基づき、各種事業を展開した。

自立相談支援事業においては、郡部の相談支援員等を増員したことにより、コロナ禍により増加した相談に対応することができた。住居確保給付金においては、32件の支給決定者数に対して合計579万8,200円の家賃相当額を支給し、安心して求職活動を行うことができるよう支援した。引き続き、ハローワーク等、関係機関との連携を強化して、生活困窮者の自立の促進に努めていく。

また、支援員を支えるための医療・法律・福祉などの専門職による相談会を活用していく。

生活福祉資金の特例貸付の借受者及び新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金受給対象者については、令和5年1月から、令和3年度末までに貸付けを受けた世帯の償還が開始されたことから、引き続き償還免除・償還猶予等の必要な支援を行っていく。

さらに、生活福祉資金（総合支援資金）の貸付けが終了した世帯等を支援するため、「新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金」として、令和3年7月1日から令和4年12月末まで申請を受付し、令和5年3月末までに延べ139件、2,882万円の支給を行った。

ひきこもり状態にある人への支援の充実について、ひきこもりは長期化及び高齢化する傾向にあり、長期化する前の早い段階での相談を促すため、引き続き、支援センターの周知や個々の相談者の状況に配慮した支援の充実を努めていく。

また、ひきこもりの相談業務を行っている支援者を対象とした研修会により支援者の専門性の向上を図るとともに、身近な相談窓口である市町に対して、体制や状況に応じた支援を行い、相談支援体制の整備を図る。

(4) 自殺対策の推進

自殺対策の推進については、令和4年の自殺者数は前年より66人多い605人であり、有職者や30歳以上の男性の自殺者が増加しているため、経済団体と連携したゲートキーパー養成やメディアを活用した自殺予防に関する情報発信を強化していく。

また、若年層の自殺者はほぼ横ばいで推移しているため、若年層向けの電話・LINEによる相談窓口の拡充、ICTを活用した相談窓口の周知や教育委員会との連携等による支援の充実など、引き続き若年層対策を強化していく。自殺者数全体の更なる減少に向け、県、市町、関係機関が一体となり、社会全体での総合的な自殺対策に取り組んでいく。

(5) 戦没者遺族等に対する援護施策の推進

令和4年度は、コロナウイルス感染拡大防止により規模を縮小したが、春季、秋季及び沖縄において、追悼式を開催し、来賓及び遺族を含め延べ103人が参列した。遺族の高齢化を踏まえ、若い世代への式典の継承が課題であるため、県遺族会とも連携し、取り組んでいく。

また、戦後約80年が経過し、年金、給付金等の請求者が高齢化しているため、広報活動を徹底するとともに、請求窓口である市町担当課とも連携し、請求の漏れがないように取り組んでいく。

(6) 豊かな暮らし空間の実現

動物愛護の推進については、犬や猫の殺処分頭数は、県動物保護協会、県獣医師会、市町、ボランティア等と協働し、終生飼養の徹底や新しい飼い主探し等の取組を実施してきた結果、令和4年度の犬・猫の殺処分頭数は102頭となり、前年度から78頭減少した。

今後も、引取り頭数の多くを占める飼い主のいない猫への対策として、屋内飼育等の適正飼養の指導や地域猫活動を支援していくほか、昨今課題となっている高齢飼い主の増加や多頭飼育者への対応について、飼育放棄や周辺的生活環境が損なわれる等、問題が深刻化する前に支援できるよう、福祉関係者等との連携を強化していく。

また、今後の静岡県の動物愛護施策の拠点となる新たな（仮称）静岡県動物愛護センターについては、令和4年度に策定した基本構想に基づき、時代に即した動物愛護のシンボルとなるよう整備を進めていく。

6 結婚の希望をかなえ、安心して出産・子育てができる環境づくり

(静岡県子ども・子育て支援事業支援計画)

(静岡県次世代育成支援対策行動計画)

(主要な事業の実績)

(1) 結婚から新生活へのライフプランの支援

少子化の主な要因の一つと考えられる未婚化・晩婚化への対応として、結婚を希望する県民を支援するため、県と全市町が連携して、「ふじのくに出会いサポートセンター」を運営し、最適な出会いの機会を提供した。

(2) 社会全体で子育てを支援する体制の充実

ふじのくに少子化突破展開事業により市町独自の少子化対策を支援したほか、国の「地域少子化対策重点推進交付金」等を活用した「子育てに優しい職場普及促進事業」や「仕事と家庭の両立支援事業」を実施し、仕事と子育ての両立を図る環境整備を推進した。

また、子どもを生き育てやすい環境づくりを進めるため、「ふじさんっこ応援キャンペーン」を開催し、社会全体で子どもと子育て家庭を応援する意識の向上を図る等、民間、市町と連携し、地域における子育て環境の充実に取り組んだ。

(3) 保育サービスの充実

保育所等の待機児童ゼロの実現に向けて、市町と連携して保育所2施設及び認定こども園5施設を整備したほか、既存施設の定員増や小規模保育所等の設置により定員を拡大した。

保育士等の確保のため、修学資金の貸与等による保育士を志す学生の支援や、しずおか保育士・保育所支援センターにおける潜在保育士の掘り起こしと保育所への復帰支援を実施した。

また、保育士等の離職防止と定着促進を図るため、保育士キャリアアップ制度に基づく、処遇改善につながる研修を実施した。

さらに、牧之原市内の認定こども園で発生した送迎用バス内での園児置き去り死亡事件を受け、県独自の子どもの車両送迎に係る安全管理指針を策定するとともに、安全装置の導入支援を行った。

(4) 子どもや母親の健康の保持・増進

産婦健康診査や乳幼児健康診査等、各市町が実施する母子保健事業を推進するため市町職員やセンター職員を対象とした研修を実施した。

また、不妊・不育で悩む方への専門的な相談の対応や治療費に対する支援を行ったり、子どもの病気や障害の早期発見・早期治療のための各種相談支援事業を実施するとともに、先天性代謝異常・新生児聴覚スクリーニングの検査などを行った。

さらに、こども医療費助成を行うなど、経済的負担の軽減を図った。

(評価、課題及び改善)

(1) 結婚から新生活へのライフプランの支援

(2) 社会全体で子育てを支援する体制の充実

令和4年1月に開設した「ふじのくに出会いサポートセンター」は、会員を対象にした婚活イベントの開催やマッチングシステムの活用により、結婚を希望する若者に出会いの機会を提供し、令和4年度の成婚件数は15組となり、初年度の目標を達成した。

一方で、本県の合計特殊出生率は、平成16年の1.37を底として緩やかに上昇傾向にあったが、平成28年の1.55をピークに減少に転じ、令和4年は1.33となり、過去最低となった。

また、令和4年の出生数も前年より996人減少し、20,575人となるなど、依然として少子化が進行している。

さらに、新型コロナウイルス感染症拡大の影響等により婚姻数も減少していることから、今後、一層出生数が減少する懸念もある。

引き続き「ふじのくに少子化突破戦略の新・羅針盤」に基づき、効果的な少子化対策を行う市町を支援し、出生数の増加に向け取り組んでいくほか、少子化の主要因のひとつである未婚化、晩婚化への対応として、男女の出会いの機会の創出や結婚後の新生活までの支援を進め、婚姻数の増加を図っていく。

(3) 保育サービスの充実

保育サービスの充実については、保育所・認定こども園の施設整備等により 397 人分の定員を拡大した結果、保育所等の待機児童数は前年から 18 人減少し 5 人（令和 5 年 4 月 1 日現在）となった。

待機児童解消に向けて、必要な公的保育サービス受入児童数を確保するためには、保育士の確保と職場定着が課題であり、引き続き、潜在保育士の職場復帰支援や、保育士のキャリアアップ研修を実施するとともに、働く保育士等の不安を払拭していく。

また、令和 5 年 4 月から義務化された送迎用車両への安全装置の設置については、導入を促進するとともに、熱中症の危険性が高まる夏期において、車両置き去り防止を注意喚起するなど、車両送迎に関する安全管理の徹底に取り組む。

(4) 子どもや母親の健康の保持・増進

子どもや母親の健康の保持・増進については、令和 4 年度の産婦健康診査受診率は 84.9%となっており、受診率は前年度を下回ったが、引き続き母子手帳交付時等に周知し受診率向上を図っていく。

また、今後も誰もが安全・安心な妊娠・出産・育児ができる環境を整えるため、引き続き令和 2 年度中に全市町に設置された子育て世代包括支援センターの相談支援を担当する職員の質の向上を図っていくほか、産婦健康診査や乳幼児健康診査等母子保健事業の充実やこども医療費、不妊症・不育症に関する治療費助成など経済的支援を継続し、子どもや母親の健康の保持増進を図っていく。

7 すべての子どもが大切にされる社会づくり

(静岡県配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護・支援に関する基本計画)

(静岡県ひとり親家庭自立促進計画) (静岡県子どもの貧困対策計画)

(主要な事業の実績)

(1) 社会的養護が必要な子どもへの支援の充実

国の「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」等を踏まえ、県の児童相談所の児童福祉司を9人、児童心理司を4人増員するとともに、県内5児童相談所に併任警察官を各1人、計5人配置し、児童相談所の体制強化を図った。

児童虐待防止については、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、人が集まるイベントを中止し、11月の虐待防止推進月間において、児童虐待防止に関する講演会のオンライン配信や県内の公共施設等9か所をオレンジ色にライトアップする「オレンジライトアップ」、啓発ポスターの掲示や各地域で施設や企業・店舗にリーフレットや児童虐待防止啓発品を配布するなどの広報啓発を行った。

児童養護施設や里親の元で暮らしている子どもの将来の安定した自立を図るため、大学等の修学支援や高校卒業時就職一時金の支給、継続支援計画の作成や生活・就労相談等を実施した。

近年、社会問題化しているヤングケアラーへの支援については、ヤングケアラーからの相談に対応する相談窓口の設置、早期にヤングケアラーを発見する人材を育成するための研修の実施、ヤングケアラーを支援するための体制を構築する市町に対して県が配置したコーディネーターの市町への派遣、当事者間の交流を促進するためピアサポート活動への支援等を実施した。

(2) 子どもの貧困対策の充実

すべての子どもが健やかに育ち、学べる環境を整備するため、生活困窮世帯等の子どもに対する学習支援や保護者の生活・就労支援等を実施したほか、子ども食堂等の居場所づくりの担い手の育成や支援に取り組んだ。

健康福祉センターに子ども健全育成支援員を配置し、郡部に居住する子どものいる生活困窮世帯等に対し、世帯の抱える問題に関して個別支援を実施した。

また、生活困窮世帯等の小・中学生を対象に、通所型の学習支援教室を実施し、日常の学習を支援するとともに、合宿型の学びの場を提供し、生活習慣の改善や社会的体験不足の解消を図った。合宿型については、開催時期をコロナまん延時期からずらすなどし、社会的に困難な状況下においても必要な支援を継続した。

さらに、ひとり親家庭の自立を促進するため、ひとり親サポートセンターによる生活相談や就業支援を実施した。

また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大や物価高騰により、就業や生活の面で深刻な影響を受けている低所得のひとり親世帯への生活支援特別給付金の支給を始めとした経済的支援に取り組んだほか、より相談しやすい体制を整備するため、LINEによる相談窓口の相談日を拡充した。

(評価、課題及び改善)

(1) 社会的養護が必要な子どもへの支援の充実

児童虐待の防止については、児童相談所を含めた県全体の児童相談体制の充実にに向けた取組を着実に進めていることから、令和4年度の虐待による死亡児童数は0人となった。

引き続き、毎年度0人の目標が達成できるように、児童福祉司等の職員増員や、保護者支援等の専門的な研修を実施して児童相談所の体制強化や専門性向上を図っていくほか、市町における母子保健を通じた虐待の発生源予防や早期発見の推進を働きかけていく。

ヤングケアラーについては、市町へのヒアリング等から、市町職員のヤングケアラーへの支援経験が少ないことがわかったことから、具体的な支援内容の助言等を行うアドバイザーの市町への派遣を行うとともに、ヤ

ングケアラーの認知度向上に向けて学校等において、出前講座等を実施していく。

(2) 子どもの貧困対策の充実

子どもの学習支援については、生活困窮世帯等の小学生、中学生を対象とした学びの場の提供により生活・学習支援を行い、令和4年度では、学習支援事業への参加者は全員高校等に進学したが、生活保護世帯の子どもの高等学校等進学率は86.7%となり、前年度から2.7ポイント減少した。

子どもの不就労、不就学の理由を見ると、ひきこもり等の個々の課題を抱える事例が多いことから、個別の事情に応じたきめ細かな支援を行うとともに、生活困窮世帯の子どもの学習支援に取り組む市町の拡大に努め、学習支援や訪問活動を通して、保護者自身も主体的に子どもの将来を考えることができるよう、支援を充実していく。

子どもの居場所づくりの推進については、担い手育成のためのセミナーの開催など子どもの居場所づくりの取組により、子どもの居場所の数は着実に増加してきており、522か所と目標の502か所を上回った。

引き続き、子どもの居場所づくりセミナーの開催や、子どもの居場所応援基金、クラウドファンディング型プロジェクト助成等による支援を通じて、子どもの居場所づくりを推進していく。

ひとり親家庭の自立の促進については、令和4年度のひとり親サポートセンターによる就職率は30.5%であり、前年度を下回った。就職率が低迷している主な要因として、新型コロナウイルス感染症拡大の影響による雇用環境の悪化のほか、職業、年齢、賃金、雇用形態、地域など求職者の希望と企業側の希望が一致しないことによる雇用のミスマッチが生じていることが考えられる。

引き続き、ひとり親サポートセンターにおける就職先の開拓や、関係機関と連携したきめ細かな就業支援等により、ひとり親家庭の自立を図っていく。

I 総務課

保健、医療及び社会福祉行政の円滑かつ効率的な推進を図るため、部内各局及び局内の連絡調整を行うとともに、部内の人事の総括及び局内の人事に関する事務を行う。

また、健康福祉センターなどの出先機関との連絡調整を行い、県内各地域における健康福祉行政の円滑な推進に努める。

II 経理課

保健、医療及び社会福祉行政の円滑かつ効率的な推進を図るため、部内各局及び局内の連絡調整を行うとともに、部内の予算・経理の総括及び局内の予算・経理に関する事務を行う。

また、健康福祉センターなどの出先機関との連絡調整を行い、県内各地域における健康福祉行政の円滑な推進に努める。

1 実績（成果）

(1) 健康福祉施策の企画調整

ア 健康福祉部企画調査費 11,864,645円 県
(内 委託料 5,833,233円)

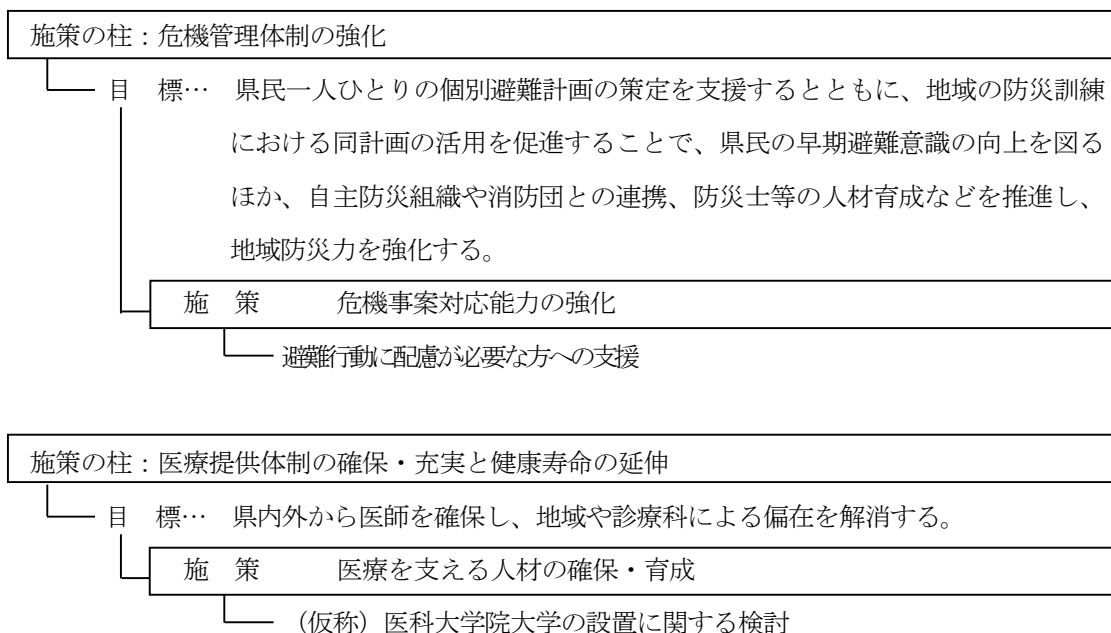
健康福祉部の施策推進過程において、緊急に必要な調査等を実施するため、企画調整費の執行管理を行った。

III 企画政策課

保健、医療及び社会福祉行政の円滑かつ効率的な推進を図るため、部内各局及び局内の連絡調整を行うとともに、部内の広報の総括及び保健福祉に関する情報の収集・分析・提供、各種施策の立案・調整・広報に関する事務を行う。

また、南海トラフ地震など大規模な地震等に対する防災対策の円滑な推進に努める。

1 施策の体系（新ビジョン）



2 課別の事務又は事業の目的、計画、実績（成果）

(1) 避難行動に配慮が必要な方への支援

ア 災害時要配慮者支援対策事業費 37,623円 県

市町の福祉部局・防災部局の担当による意見交換会を開催し、各市町での取組の好事例の共有を図ることで、市町における避難行動要支援者支援計画策定等を支援した。

・避難行動要支援者支援 市町意見交換会

	開催地区	参加人員
意見交換会	5回（賀茂、東部、熱海・御殿場・富士合同、中部、西部）	179人

イ 地域で支える災害弱者支援体制促進事業費 5,903,755円 県

(内 委託料 5,750,000円)

高齢者、障害者などの「要配慮者」個々の避難計画（個別避難計画）の策定促進と実効性向上のため、福祉専門職や地域のコミュニティ（自主防災組織、自治会等）とともに避難計画としてまとめる「災害時ケアプラン」をモデル市町において策定した。

・災害時ケアプラン作成事業

モデル市町	富士市
策定事例数	9事例（障害者6事例、高齢者3事例）
実施内容	当事者力アセスメント（当事者からの聞き取り）、地域力アセスメント（地域住民との協議）、調整会議、計画検証 等

ウ 浸水区域内要配慮者利用施設支援事業費 20,032,000円 県

(内 補助金 20,032,000円)

市町の地域防災計画に浸水区域として位置付けられた要配慮者利用施設が行う浸水対策事業に対して支援を行った。

事業名	実施施設数	補助額
浸水区域内要配慮者利用施設支援事業費	54施設	20,032,000円

(2) 被災後の県民生活の支援

ア 災害救助費負担金等事業費 328,349,446円 国1/2、県

令和3年7月熱海市伊豆山地区土石流災害及び令和4年9月台風第15号に伴う災害に対して、災害救助法が適用されたことから、法に基づく応急救助を被災市町に委任するとともに、災害救助費の執行について支援した。

対応	原因災害	交付先等	交付金額
災害救助法適用	熱海市伊豆山地区土石流災害（R3.7.3）	熱海市	153,375円
	令和4年台風第15号に伴う災害（R4.9.23）	静岡市	197,060,521円
		島田市	9,365,866円

	焼津市	954,000円
	藤枝市	4,682,758円
	牧之原市	548,000円
	川根本町	20,948,890円
	浜松市	6,292,086円
	磐田市	12,364,993円
	袋井市	2,570,310円
	菊川市	327,900円
	森町	34,056円
	(県各部局直接執行分)	73,046,691円

イ 被災者自立生活再建支援事業費 17,375,000円 県
(内 補助金 17,375,000円)

自然災害により、自宅が損壊した世帯に対して支援金を交付した。

・支援金交付実績

原因災害	交付世帯数	交付金額
令和3年5月の突風災害 (R3.5.1)	1世帯(牧之原市1)	2,250,000円
令和3年7月の豪雨災害 (R3.7.1~7.3)	1世帯(沼津市1)	500,000円
令和4年台風8号に伴う災害 (R4.8.13)	3世帯(伊東市3)	1,125,000円
令和4年台風15号に伴う災害 (R4.9.23)	9世帯(浜松市4、磐田市1、 袋井市2、牧之原市2)	13,500,000円

ウ 災害弔慰金等支給事業費助成 11,250,000円 国2/3、県
(内 補助金 11,250,000円)

自然災害により亡くなった方の遺族に対し弔慰金を支払う市町に対し、「災害弔慰金等の支給に関する法律」に基づき経費の一部を補助した。

原因災害	市町名	交付金額
令和4年台風15号に伴う災害 (R4.9.23)	掛川市、袋井市、川根本町	11,250,000円

(3) (仮称) 医科大学院大学の設置に関する検討

ア (仮称) 医科大学院大学設置検討事業費 6,378,160円 県
(内 委託料 3,107,027円)

県内の更なる医師確保と医療水準の向上に向け設置を目指している医学の博士課程を持つ大学院大学について、医療・教育関係の有識者等で構成する委員会において検討を行った。

・ (仮称) 医科大学院大学準備委員会

委 員 員	静岡県立病院機構理事長	田中 一成
	静岡社会健康医学大学院大学理事長兼学長	宮地 良樹
	慶応義塾大学医学部教授 静岡社会健康医学大学院大学副理事長 (将来構想担当)	伊藤 裕
	京都大学理事・副学長 (プロボスト)	岩井 一宏
	静岡社会健康医学大学院大学理事兼副学長	浦野 哲盟
	静岡県立大学特別顧問	木苗 直秀
	(一社) 静岡県医師会副会長	小林 利彦 (~R4.6.18) 齋藤 昌一 (R4.7.14~)
	株式会社静岡銀行取締役会長 (一社) 静岡県経営者協会会長	中西 勝則
	浜松医科大学理事兼副学長	渡邊 裕司
	(公社) 静岡県看護協会会長 (一社) 静岡県訪問看護ステーション協議会会長	渡邊 昌子

・ 第2回準備委員会

日 時	令和4年5月24日 (火)
場 所	静岡市内
協 議 項 目	(仮称) 医科大学院大学準備委員会の進め方、目指す方向性 等

・ 第3回準備委員会

日 時	令和4年8月31日 (水)
場 所	静岡市内
協 議 項 目	(仮称) 医科大学院大学が目指す方向性 (基本理念・基本方針) 等

・ 第4回準備委員会

日 時	令和4年11月28日 (月)
場 所	静岡市内
協 議 項 目	想定する研究分野、「養成する人材像」の要点 等

・第5回準備委員会

日 時	令和5年1月23日（月）
場 所	静岡市内
協 議 項 目	養成する人材像、研究分野の基本方針 等

・第6回準備委員会

日 時	令和5年3月20日（月）
場 所	静岡市内
協 議 項 目	基本構想の審議状況 等

3 評価、課題及び改善

(1) 評価

指標名		現状値 (2021年度)	実 績				目標値 (2025年度)
			2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	
活動 指標	優先度が高い要配慮者の個別避難計画の作成が完了した市町数	9市町	9市町	11市町			35市町

(2) 課題

避難行動要支援者は、その障害等の内容、程度、能力は様々であり、個々に応じた迅速・的確できめ細かな支援が必要となるため、平常時から要援護者情報の把握、地域の支援体制づくりなどの対策を推進する必要があるが、一部の市町では優先度の高い要配慮者数が把握できていない。また、優先度が高い要配慮者の個別避難計画の作成が完了した市町がある一方、未着手の市町が存在するなど、進捗にばらつきが生じている。

(3) 改善

要配慮者支援については、個別避難計画の作成が進捗していない市町に対して、国から示された他県の先進事例を紹介するなど、担当者意見交換会等を通じて適切な指導・助言を引き続き行っていく。また、避難計画の実効性を上げるための要配慮者一人ひとりの状況を踏まえた個別避難計画「災害時ケアプラン」については、引き続きモデル市において事例を積み重ね、横展開していくことで県下への普及を図っていく。

人 口 動 態 統 計 表

		出 生			死 亡			自然増加		
		2年	3年	4年	2年	3年	4年	2年	3年	4年
実数 (人)	静岡県	22,497	21,571	20,575	42,191	43,194	47,334	△ 19,694	△ 21,623	△ 26,759
	全 国	840,835	811,622	770,747	1,372,755	1,439,856	1,568,961	△ 531,920	△ 628,234	△ 798,214
率 (人口千人対比)	静岡県	6.4	6.1	5.9	11.9	12.3	13.6	△ 5.5	△ 6.2	△ 7.7
	全 国	6.8	6.6	6.3	11.1	11.7	12.9	△ 4.3	△ 5.1	△ 6.6

		乳児死亡			死 産			婚 姻			離 婚		
		2年	3年	4年	2年	3年	4年	2年	3年	4年	2年	3年	4年
実数 (人)	静岡県	46	53	44	393	408	381	13,846	13,341	13,114	5,474	5,162	4,957
	全 国	1,512	1,399	1,356	17,278	16,277	15,178	525,507	501,138	504,878	193,253	184,384	179,096
率 (人口千人対比)	静岡県	2.0	2.5	2.1	17.2	18.6	18.2	3.9	3.8	3.8	1.55	1.47	1.42
	全 国	1.8	1.7	1.8	20.1	19.7	19.3	4.3	4.1	4.1	1.57	1.50	1.47

(注) 1 本表は、本庁所管課において調製する。

(注) 2 本表は、過去3年間について確定数(確定数が未公表の場合は概数)により調製する。

死 因 別 死 亡 率 状 況 調

	第1位		第2位		第3位		第4位		第5位	
	死 因	死亡率	死 因	死亡率	死 因	死亡率	死 因	死亡率	死 因	死亡率
27年	悪性新生物	290.4	心疾患	156.9	老衰	106.5	脳血管疾患	105.0	肺炎	87.0
28年	〃	295.9	〃	149.6	〃	112.0	〃	99.9	〃	81.1
29年	〃	294.7	〃	165.9	〃	126.8	〃	104.3	〃	70.6
30年	〃	302.5	〃	166.9	〃	137.2	〃	104.3	〃	69.7
元年	〃	305.8	〃	167.0	〃	151.3	〃	105.4	〃	67.7
2年	〃	309.5	〃	165.9	〃	163.3	〃	103.9	〃	56.3
3年	〃	310.7	老衰	183.8	心疾患	173.1	〃	102.6	〃	52.6
4年	〃	316.8	〃	213.9	〃	190.7	〃	111.7	〃	56.5

(注) 1 本表は、本庁所管課において調製する。

2 死因は、特定死因別に調製する。

3 死亡率は、人口10万対で調製する。

診 療 機 関

区 分		健康福祉 センター別					
		賀 茂	熱 海	東 部	御 殿 場	富 士	
医 療 施 設 数		98	168	747	111	483	
同 上 内 訳	病 院	8	6	36	10	17	
	同上内訳	一般病院	6	6	32	9	12
		精神病院	2	-	4	1	5
	一 般 診 療 所	56	91	397	56	274	
	歯 科 診 療 所	33	69	307	43	183	
	助 産 所	1	2	7	2	9	
医 師		98	227	1,375	133	565	
歯 科 医 師		39	84	401	60	216	
保 健 師		48	58	291	38	118	
助 産 師		6	14	126	9	75	
看 護 師		516	839	5,911	862	2,870	
准 看 護 師		208	205	925	250	818	
世 帯 数		27,456	49,260	226,030	39,971	148,758	
人 口		59,691	100,218	533,460	104,922	371,618	

(注) 医療施設数は令和3年10月1日現在、助産所は令和4年4月1日現在、
 世帯数は令和2年10月1日現在、人口は令和2年10月1日現在、
 医師等医療従事者数は令和2年12月31日現在の数値である。
 人口については、県計は総務省「人口推計」、保健所別は「静岡県市町別人口推計」によるため、県計と

状 況 調

(令和5年5月31日現在)

中 部	西 部	静 岡 市 (保 健 所)	浜 松 市 (保 健 所)	計
518	593	968	1,114	4,800
13	21	27	32	170
11	16	22	25	139
2	5	5	7	31
309	352	563	652	2,750
182	199	348	387	1,751
14	21	30	43	129
798	787	1,751	2,238	7,972
254	271	488	527	2,340
189	281	296	408	1,727
98	137	191	320	976
3,647	3,757	7,524	8,610	34,536
554	757	983	1,277	5,977
172,420	201,407	297,421	320,749	1,483,472
451,289	520,656	687,443	789,675	3,633,202

保健所別の計は一致しない。

人口10万対病床数

区 分	病床数及び 医師等の数	人 口 1 0 万 医 師 等				
		賀 茂	熱 海	東 部	御 殿 場	富 士
一 般 病 床	床 20,987	800.8	722.4	684.8	820.6	450.7
療 養 病 床	8,751	500.9	245.5	287.6	263.1	212.3
精 神 病 床	6,553	733.8	-	202.3	73.4	243.0
結 核 病 床	96	-	-	-	-	2.7
感 染 症 病 床	48	6.7	4.0	1.1	-	1.6
病 院 計	36,435	2,042.2	971.9	1,175.8	1,157.1	910.3
一 般 診 療 所 一 般 病 床	1,691	62.0	89.8	67.5	90.5	56.2
一 般 診 療 所 療 養 病 床	56	-	-	-	-	-
一 般 診 療 所 計	1,747	62.0	89.8	67.5	90.5	56.2
医 師	人 7,972	164.2	226.5	257.8	126.8	152.0
歯 科 医 師	2,340	65.3	83.8	75.2	57.2	58.1
保 健 師	1,727	80.4	57.9	54.5	36.2	31.8
助 産 師	976	10.1	14.0	23.6	8.6	20.2
看 護 師	34,536	864.5	837.2	1,108.0	821.6	772.3
准 看 護 師	5,977	348.5	204.6	173.4	238.3	220.1

(注) 施設数、病床数は令和3年10月1日現在、医師等医療従事者数は令和2年12月31日現在の数値である。

及び医師等の数調

(令和5年5月31日現在)

対 病 床 数 の 数					
中 部	西 部	静岡市 (保健所)	浜松市 (保健所)	県	全 国
536.2	366.3	654.0	604.4	581.7	706.0
220.5	208.8	256.6	223.0	242.5	226.8
93.7	168.4	139.8	227.3	181.6	257.8
1.8	-	7.3	3.5	2.7	3.1
1.3	1.2	0.9	1.3	1.3	1.5
853.5	744.7	1,058.6	1,059.5	1,009.8	1,195.2
30.4	30.7	34.2	46.6	46.8	61.7
3.8	-	-	4.9	1.6	5.0
34.2	30.7	34.2	51.5	48.4	66.7
176.8	151.2	254.7	283.4	219.4	256.6
56.3	52.0	71.0	66.7	64.4	82.5
41.9	54.0	43.1	51.7	47.5	44.1
21.7	26.3	27.8	40.5	26.9	30.1
808.1	721.6	1,094.5	1,090.3	950.6	1,015.4
122.8	145.4	143.0	161.7	164.5	225.6

事業の根拠法令調

事業名	根拠法令
<p>企画政策課</p> <p>保健統計調査事業</p> <p>災害対策事業</p>	<p>統計法施行令／人口動態調査令／人口動態調査令施行規則／国民生活基礎調査規則／医療法施行令／医療法施行規則／医師法／歯科医師法／薬剤師法</p> <p>災害救助法</p> <p>災害弔慰金の支給等に関する法律</p> <p>被災者生活再建支援法</p> <p>新型インフルエンザ等対策特別措置法</p>

職 員 調

(令和5年4月1日現在)

整理番号	職名	氏名	事務分担	住所	勤務年数	摘要
1	健康福祉部長(事)	八木 敏裕	部総括	□□□	□年□月	
2	感染症対策担当部長(事)	後藤 雄介	感染症対策総括	□□□	□年□月	
3	健康福祉部部長代理(事)	青山 秀徳	部長代理、広報	□□□	□年□月	デジタル推進官兼務(当方在勤)
4	健康福祉部理事(医科大学院大学・社会健康医学推進担当)(事)	田中 宣幸	医科大学院大学・社会健康医学推進総括	□□□	□年□月	
5	健康福祉部理事(医療介護連携対策担当)(事)	赤堀 健之	医療介護連携対策総括	□□□	□年□月	危機管理部理事(災害医療担当)兼務(当方在勤)
6	健康福祉部理事(少子化対策担当)(事)	瀬崎 浩二	少子化対策総括	□□□	□年□月	
-	健康福祉部理事(事)	杉山 俊博	-	□□□	□年□月	静岡県立病院機構へ派遣
-	健康福祉部理事(事)	窪田 浩一朗	-	□□□	□年□月	東部健康福祉センター兼務(先方在勤)
7	政策管理局長(事)	山下 英作	局総括	□□□	□年□月	
8	健康福祉部参事(医療提供体制・医療人材確保担当)(技)	奈良 雅文	医療提供体制・医療人材確保総括	□□□	□年□月	医師
9	健康福祉部感染症管理センター長(技)	後藤 幹生	感染症対策総括	□□□	□年□月	医師
-	健康福祉部参事(事)	藤原 学	-	□□□	□年□月	社会福祉協議会へ派遣
-	健康福祉部参事(事)	杉山 倫英	-	□□□	□年□月	静岡県立病院機構へ派遣
-	健康福祉部参事(事)	青木 康行	-	□□□	□年□月	静岡県立病院機構へ派遣
-	健康福祉部参事(事)	石垣 伸博	-	□□□	□年□月	静岡社会健康医学大学院大学へ派遣
10	部付主幹(事)	栗田 賢知	連絡調整、議会	□□□	□年□月	
11	主任(事)	石神 佑亮	業務応援(こども未来課)	□□□	□年□月	
12	総務課長(事)	渡辺 心	部内人事・行政改革・法務総括	□□□	□年□月	
13	総務班長(事)	黒柳 順也	総務班総括	□□□	□年□月	
14	副班長(事)	鈴木 健吾	人事、庶務	□□□	□年□月	
15	主査(事)	沼野 雄一	人事、庶務	□□□	□年□月	
16	主査(事)	鈴木 康祐	人事、庶務	□□□	□年□月	
17	主査(事)	木野 ちひろ	組織定数、採用、行政改革	□□□	□年□月	
18	主任(事)	杉本 沙央理	連絡調整、議会	□□□	□年□月	
19	主事	唐沢 壮	総務事務、表彰	□□□	□年□月	
20	主事	清水 悠	職員厚生、庶務	□□□	□年□月	

整理番号	職名	氏名	事務分担	住所	勤務年数	摘要
21	経理課長(事)	豊田 大	部内予算・経理総括	□□□	□年□月	
22	経理班長(事)	國井 岳	経理班総括	□□□	□年□月	
23	副班長(事)	村松 郁夫	予算、経理	□□□	□年□月	
24	主査(事)	漆畑 雅人	予算、経理	□□□	□年□月	
25	主任(事)	中平 早重	予算、経理	□□□	□年□月	
-	主任(事)	河原崎 悠	予算、経理	□□□	□年□月	□□□
26	主任(事)	岡田 結美	予算、経理	□□□	□年□月	
27	主事	恩田 祐	予算、経理	□□□	□年□月	
28	企画政策課長(事)	村松 聡	部内企画・広報総括	□□□	□年□月	地域外交課兼務(当方在勤)
29	企画政策課参事(事)	中川 綾子	医科大学院大学	□□□	□年□月	
30	企画班長(事)	山本 起義	企画班総括	□□□	□年□月	地域外交課、危機政策課、地域振興課、市町行財政課、こども未来課、新産業集積課兼務(当方在勤)
-	主幹(事)	村松 斉	-	□□□	□年□月	医療政策課兼務(先方在勤)
-	主幹(事)	秋山 友和	-	□□□	□年□月	地域医療課兼務(先方在勤)
31	専門主査(技)	腰山 武	地震防災対策、災害弱者支援	□□□	□年□月	薬剤師
32	主査(事)	鈴木 恵理	医科大学院大学	□□□	□年□月	
-	主査(事)	土井 康史	-	□□□	□年□月	健康政策課兼務(先方在勤)
-	主任(事)	加藤 稜祐	-	□□□	□年□月	健康政策課勤務(先方在勤)
33	主任(事)	久保田 有輝	健康危機管理、災害時要配慮者支援	□□□	□年□月	
34	主任(事)	横石 久美子	医科大学院大学	□□□	□年□月	
35	主事	原田 祐希	地域外交、広報・広聴	□□□	□年□月	
平均年数					1年1月	

整理番号	職名	氏名	事務分担	住所	勤務年数	摘要
-	会計年度任用職員	鈴木 奈緒子	一般事務補助	□□□	□年□月	
-	会計年度任用職員	加藤 香織	統計事務	□□□	□年□月	

- 注) ・臨時職員(任用期間が2か月を超える者)又は会計年度任用職員がいる場合は、本表の末尾に付記し、「勤務年数」欄に現所属通算勤務年数を記載している。
- ・調書記載の順序により本務職員(市町及び団体等からの派遣職員、当課在勤の兼務職員等)について一連番号を付している。
- ・勤務年数は、現所属に勤務した期間を記載している。なお、課内の異動は通算している。
- ・平均勤務年数は、市町等への派遣職員、臨時職員、会計年度任用職員、兼務職員及び併任職員を除いている。

職員の年齢調

(令和5年4月1日現在)

年 齢	人 員	摘 要
20歳未満	0人	
20歳以上30歳未満	7人	
30歳以上40歳未満	8人	
40歳以上50歳未満	7人	
50歳以上56歳未満	5人	
56歳以上61歳未満	8人	
61歳以上	0人	
計	35人	平均年齢 43.2歳

(注) ・市町等への派遣職員、臨時職員、会計年度任用職員、兼務職員及び併任職員は除いている。

・再任用職員がいる場合は、その旨を「摘要」欄に記載している。

健康管理

1 前年度受診状況

区 分	内 容
受 診 状 況	受診者数 35人 職員数 35人
受 診 率	100.0%
県平均受診率	100.0%

(1) 未受診の理由

(注) 1 前年度末日現在在籍している職員について記載する。

2 受診率算定に当たっては、休職・特休中、育休・産休・妊娠中、治療中及び海外派遣中等の職員は、算定の対象から除く。

2 本年度在籍者の健康管理区分結果

健 康 管 理 区 分			人 数
A	休養のため必要な期間、勤務を休止させる。		0人
B 1	勤務時間を短縮し、時間外、休日、宿日直勤務及び長期又は遠方への出張をさける。また、必要に応じ勤務場所、勤務内容の変更を行う。	要 治 療	0人
B 2		要経過観察	0人
C 1	勤務をほぼ平常に行ってもよいが症状によっては、時間外、休日、宿日直勤務及び長期又は遠方への出張等勤務に制限を加える必要がある。	要 治 療	2人 (2人)
C 2		要経過観察	0人
D 1	平常の勤務でよい。	要 治 療	12人 (12人)
D 2		要経過観察	9人 (9人)
D 3		医 療 不 要	12人 (12人)
区 分 者 計			35人 (35人)
未区分者数			0人 (0人)
合 計			35人 (35人)

(1) 管理区分A～C2該当者に対する措置状況
時間外勤務や遠方への出張の制限

(2) 未区分の理由

ア 産休・育休 0人
イ 新規採用 0人
ウ 自己都合による未受診 0人
エ その他(割愛採用) 0人

(注) 1 健康管理区分結果は、調書調製日現在在籍している職員(様式第2号-2の記載対象者と同じ。)について記載する。

2 本年度の健康管理区分結果が出ていない職員については、前年度の結果を記載し、()書きで再掲する。

3 前年度に市町等へ派遣されていた職員等は、派遣先等の健康診断結果等に基づき、該当箇所に記載する。

4 本様式は別冊とする。

職 員 配 置 調

(令和5年4月1日現在)

区 分		総務課	経理課	企画政策課	計
配置職員	職員（事）	18	7	7	32
	職員（技）	2		1	3
	再任用職員（事）				
	再任用職員（技）				
	会計年度任用職員	(1)		(1)	(2)
	臨時的任用職員				
計		20(1)	7	8(1)	35(2)

(注) ・部局長等は、総務課に入れている。

- ・市町等への派遣職員は除いている。また、臨時職員、会計年度任用職員、兼務職員及び併任職員は（ ）内に外書きにより記載している。

令和4年度歳入

(一般会計)

科 目	予 算 現 額				調 定 額 A
	当初予算額	補正予算額	継続費・繰越 事業費繰越 財源充当額	計	
08使用料及び手数料	円	円	円	円	円
					[0] (0)
01使用料	16,000	0	0	16,000	16,500
					[0] (0)
05健康福祉使用料	16,000	0	0	16,000	16,500
					[0] (0)
05庁舎等使用料	16,000	0	0	16,000	16,500
					[0] (0)
09国庫支出金					[0] (421,003,017)
	422,390,000	69,563,000	0	491,953,000	421,175,017
01国庫負担金					[0] (355,800,204)
	228,275,000	197,973,000	0	426,248,000	355,800,204
01健康福祉費負担金					[0] (193,782,000)
	195,025,000	△ 1,091,000	0	193,934,000	193,782,000
01児童福祉職員費負担金					[0] (193,782,000)
	195,025,000	△ 1,091,000	0	193,934,000	193,782,000
04災害対策費負担金					[0] (162,018,204)
	33,250,000	199,064,000	0	232,314,000	162,018,204
08災害救助費負担金					[0] (162,018,204)
	33,250,000	199,064,000	0	232,314,000	162,018,204
02国庫補助金					[0] (15,570,000)
	141,015,000	△ 127,475,000	0	13,540,000	15,742,000
06健康福祉費補助金					[0] 8,070,000
	7,682,000	△ 1,642,000	0	6,040,000	8,242,000
01婦人保護事業費補助金					[0] (2,928,000)
	2,927,000	13,000	0	2,940,000	2,928,000
04医務福祉費補助金					[0] (1,107,000)
	0	0	0	0	1,107,000
05生活保護費補助金					[0] (2,928,000)
	3,100,000	0	0	3,100,000	3,100,000
06子ども家庭補助金					[0] (1,107,000)
	0	0	0	0	1,107,000
23旧優生保護法一時金支給等業務 事務取扱交付金					[0] (0)
	1,655,000	△ 1,655,000	0	0	0
11災害対策費補助金					[0] (7,500,000)
	133,333,000	△ 125,833,000	0	7,500,000	7,500,000
01現年災害社社会福祉施設復旧費補 助金					[0] (0)
	133,333,000	△ 133,333,000	0	0	0
07市町村災害弔慰金等補助金					[0] (7,500,000)
	0	7,500,000	0	7,500,000	7,500,000

予算執行状況調

上段:[繰越有現年度分 内数]

中段:(本 庁 分 内数)

下段:執行状況 局計

収 入 済 額		不納欠損額	収入未済額	予算現額に 対する収入 済額の増減	収入歩合 $\frac{B+C}{A-D}$	納期内 収入率 $\frac{B}{A-D}$	摘要
納期内	納期後						
B	C	D	E		%	%	
円	円	円	円	円			
[0] (0) 15,000	[0] (0) 1,500	[0] (0) 0	[0] (0) 0	500	(0.0) 100.0	(0.0) 90.9	
[0] (0) 15,000	[0] (0) 1,500	[0] (0) 0	[0] (0) 0	500	(0.0) 100.0	(0.0) 90.9	
[0] (0) 15,000	[0] (0) 1,500	[0] (0) 0	[0] (0) 0	500	(0.0) 100.0	(0.0) 90.9	
[0] (0) 15,000	[0] (0) 1,500	[0] (0) 0	[0] (0) 0	500	(0.0) 100.0	(0.0) 90.9	
[0] (421,003,017) 421,175,017	[0] (0) 0	[0] (0) 0	[0] (0) 0	△ 70,777,983	(100.0) 100.0	(100.0) 100.0	
[0] (355,800,204) 355,800,204	[0] (0) 0	[0] (0) 0	[0] (0) 0	△ 70,447,796	(100.0) 100.0	(100.0) 100.0	
[0] (193,782,000) 193,782,000	[0] (0) 0	[0] (0) 0	[0] (0) 0	△ 152,000	(100.0) 100.0	(100.0) 100.0	
[0] (193,782,000) 193,782,000	[0] (0) 0	[0] (0) 0	[0] (0) 0	△ 152,000	(100.0) 100.0	(100.0) 100.0	
[0] (162,018,204) 162,018,204	[0] (0) 0	[0] (0) 0	[0] (0) 0	△ 70,295,796	(100.0) 100.0	(100.0) 100.0	
[0] (162,018,204) 162,018,204	[0] (0) 0	[0] (0) 0	[0] (0) 0	△ 70,295,796	(100.0) 100.0	(100.0) 100.0	
[0] (15,570,000) 15,742,000	[0] (0) 0	[0] (0) 0	[0] (0) 0	2,202,000	(100.0) 100.0	(100.0) 100.0	
[0] (8,070,000) 8,242,000	[0] (0) 0	[0] (0) 0	[0] (0) 0	2,202,000	(100.0) 100.0	(100.0) 100.0	
[0] (2,928,000) 2,928,000	[0] (0) 0	[0] (0) 0	[0] (0) 0	△ 12,000	(100.0) 100.0	(100.0) 100.0	
[0] (1,107,000) 1,107,000	[0] (0) 0	[0] (0) 0	[0] (0) 0	1,107,000	(100.0) 100.0	(100.0) 100.0	
[0] (2,928,000) 3,100,000	[0] (0) 0	[0] (0) 0	[0] (0) 0	0	(100.0) 100.0	(100.0) 100.0	
[0] (1,107,000) 1,107,000	[0] (0) 0	[0] (0) 0	[0] (0) 0	1,107,000	(100.0) 100.0	(100.0) 100.0	
[0] (0) 0	[0] (0) 0	[0] (0) 0	[0] (0) 0	0	(0.0) 0.0	(0.0) 0.0	
[0] (7,500,000) 7,500,000	[0] (0) 0	[0] (0) 0	[0] (0) 0	0	(100.0) 100.0	(100.0) 100.0	
[0] (0) 0	[0] (0) 0	[0] (0) 0	[0] (0) 0	0	(0.0) 0.0	(0.0) 0.0	
[0] (7,500,000) 7,500,000	[0] (0) 0	[0] (0) 0	[0] (0) 0	0	(100.0) 100.0	(100.0) 100.0	

令和4年度歳入

(一般会計)

科 目	予 算 現 額				調 定 額 A
	当初予算額	補正予算額	継続費・繰越 事業費繰越 財源充当額	計	
03委託金					[0] (49,632,813) 49,632,813
05健康福祉費委託金	53,100,000	△ 935,000	0	52,165,000	[0] (49,632,813) (49,632,813)
01生活保護指導職員費委託金					[0] (20,841,000) 20,841,000
02健康福祉統計等事務費委託金	20,783,000	58,000	0	20,841,000	[0] (23,953,000) 23,953,000
06特別児童扶養手当支給事務費委託金	28,204,000	△ 1,210,000	0	26,994,000	[0] (4,838,813) 4,838,813
4,113,000	217,000	0	4,330,000	[0] (8,621,099) 8,621,199	
10財産収入	9,282,000	△ 661,000	0	8,621,000	[0] (8,621,099) 8,621,099
01財産運用収入	9,282,000	△ 661,000	0	8,621,000	[0] (7,968,207) 7,968,207
01財産貸付収入	7,866,000	102,000	0	7,968,000	[0] (0) 0
02土地貸付料					[0] (7,968,207) 7,968,207
03建物貸付料	7,632,000	336,000	0	7,968,000	[0] (0) 0
02利子及び配当金	234,000	△ 234,000	0	0	[0] (652,892) 652,892
11災害救助基金収入	1,416,000	△ 763,000	0	653,000	[0] (652,892) 652,892
02財産売払収入	1,416,000	△ 763,000	0	653,000	[0] (0) 1,100
02物品売払収入	0	0	0	0	[0] (0) 1,100
01不用品売払収入					[0] (0) 1,100
0	0	0	0	0	[0] (100,000) 100,000
11寄附金					[0] (100,000) 100,000
01寄附金					[0] (100,000) 100,000
05健康福祉費寄附金	0	0	0	0	[0] (100,000) 100,000
02健康福祉寄附金	0	0	0	0	[0] (100,000) 100,000
0	0	0	0	0	[0] (100,000) 100,000

予算執行状況調

上段:[繰越有現年度分 内数]

中段:(本 庁 分 内数)

下段:執行状況 局計

収 入 済 額		不納欠損額	収入未済額	予算現額に 対する収入 済額の増減	収入歩合 $\frac{B+C}{A-D}$	納期内 収入率 $\frac{B}{A-D}$	摘要
納期内	納期後						
B	C	D	E				
[0]	[0]	[0]	[0]				
(49,632,813)	(0)	(0)	(0)		(100.0)	(100.0)	
49,632,813	0	0	0	△ 2,532,187	100.0	100.0	
[0]	[0]	[0]	[0]				
(49,632,813)	(0)	(0)	(0)		(100.0)	(100.0)	
(49,632,813)	(0)	(0)	(0)	△ 2,532,187	100.0	100.0	
[0]	[0]	[0]	[0]				
(20,841,000)	(0)	(0)	(0)		(100.0)	(100.0)	
20,841,000	0	0	0	0	100.0	100.0	
[0]	[0]	[0]	[0]				
(23,953,000)	(0)	(0)	(0)		(100.0)	(100.0)	
23,953,000	0	0	0	△ 3,041,000	100.0	100.0	
[0]	[0]	[0]	[0]				
(4,838,813)	(0)	(0)	(0)		(100.0)	(100.0)	
4,838,813	0	0	0	508,813	100.0	100.0	
[0]	[0]	[0]	[0]				
(8,621,099)	(0)	(0)	(0)		(100.0)	(100.0)	
8,622,199	0	0	0	1,199	100.0	100.0	
[0]	[0]	[0]	[0]				
(8,621,099)	(0)	(0)	(0)		(100.0)	(100.0)	
8,621,099	0	0	0	99	100.0	100.0	
[0]	[0]	[0]	[0]				
(7,968,207)	(0)	(0)	(0)		(100.0)	(100.0)	
7,968,207	0	0	0	207	100.0	100.0	
[0]	[0]	[0]	[0]				
(7,968,207)	(0)	(0)	(0)		(100.0)	(100.0)	
7,968,207	0	0	0	207	100.0	100.0	
[0]	[0]	[0]	[0]				
(0)	(0)	(0)	(0)		(0.0)	(0.0)	
0	0	0	0	0	0.0	0.0	
[0]	[0]	[0]	[0]				
(652,892)	(0)	(0)	(0)		(100.0)	(100.0)	
652,892	0	0	0	△ 108	100.0	100.0	
[0]	[0]	[0]	[0]				
(652,892)	(0)	(0)	(0)		(100.0)	(100.0)	
652,892	0	0	0	△ 108	100.0	100.0	
[0]	[0]	[0]	[0]				
(0)	(0)	(0)	(0)		(0.0)	(0.0)	
1,100	0	0	0	1,100	100.0	100.0	
[0]	[0]	[0]	[0]				
(0)	(0)	(0)	(0)		0.0	0.0	
1,100	0	0	0	1,100	100.0	100.0	
[0]	[0]	[0]	[0]				
(0)	(0)	(0)	(0)		0.0	0.0	
1,100	0	0	0	1,100	100.0	100.0	
[0]	[0]	[0]	[0]				
(100,000)	(0)	(0)	(0)		(100.0)	(100.0)	
100,000	0	0	0	100,000	100.0	100.0	
[0]	[0]	[0]	[0]				
(100,000)	(0)	(0)	(0)		(100.0)	(100.0)	
100,000	0	0	0	100,000	100.0	100.0	
[0]	[0]	[0]	[0]				
(100,000)	(0)	(0)	(0)		(100.0)	(100.0)	
100,000	0	0	0	100,000	100.0	100.0	

令和4年度歳入

(一般会計)

科 目	予 算 現 額				調 定 額 A
	当初予算額	補正予算額	継続費・繰越 事業費繰越 財源充当額	計	
12繰入金					[0] (162,018,205) 162,018,205
02基金繰入金	33,250,000	199,063,000	0	232,313,000	[0] (162,018,205) 162,018,205
01基金繰入金	33,250,000	199,063,000	0	232,313,000	[0] (162,018,205) 162,018,205
24災害救助基金繰入金	33,250,000	199,063,000	0	232,313,000	[0] (162,018,205) 162,018,205
13繰越金					[0] (25,275,000) 25,275,000
01繰越金	0	0	25,275,000	25,275,000	[0] (25,275,000) 25,275,000
01繰越金	0	0	25,275,000	25,275,000	[0] (25,275,000) 25,275,000
01繰越金	0	0	25,275,000	25,275,000	[0] (25,275,000) 25,275,000
01繰越金	0	0	25,275,000	25,275,000	[0] (25,275,000) 25,275,000
14諸収入					[0] (52,032,651) 193,274,539
01延滞金、加算金及び過料等	167,646,000	23,060,000	0	190,706,000	[0] (4,153) 4,153
01延滞金	0	0	0	0	[0] (4,153) 4,153
01延滞金	0	0	0	0	[0] (4,153) 4,153
01延滞金	0	0	0	0	[0] (4,153) 4,153
05受託事業収入					[0] (0) 138,684,000
03健康福祉受託事業収入	122,210,000	15,956,000	0	138,166,000	[0] (0) 138,684,000
01児童福祉施設等事業受託料	122,210,000	15,956,000	0	138,166,000	[0] (0) 138,684,000
08雑入					[0] (52,028,498) 54,586,386
02雑入	45,436,000	7,104,000	0	52,540,000	[0] (52,028,498) 54,586,386
22自治医科大学卒業生派遣費負担金	41,429,000	7,195,000	0	48,624,000	[0] (50,007,508) 50,007,508
76保険料負担金	2,652,000	△ 62,000	0	2,590,000	[0] (481,920) 2,369,635
78過年度返納金	0	28,000	0	28,000	[0] (826,770) 826,770
79雑収	1,355,000	△ 57,000	0	1,298,000	[0] (712,300) 1,382,473
計	632,584,000	291,025,000	25,275,000	948,884,000	[0] (669,049,972) 810,481,460

(注)「調定額」等の()の額は本庁執行分(内書)である。
「調定額」等の[]の額は、繰越調定がある場合の現年度分に係る額(内書)である。

予算執行状況調

上段:[繰越有現年度分 内数]

中段:(本庁分 内数)

下段:執行状況 局計

収入 済 額		不納欠損額	収入未済額	予算現額に 対する収入 済額の増減	収入歩合 $\frac{B+C}{A-D}$	納期内 収入率 $\frac{B}{A-D}$	摘要
納期前	納期後						
B	C						
[0]	[0]	[0]	[0]				
(162,018,205)	(0)	(0)	(0)		(100.0)	(100.0)	
162,018,205	0	0	0	△ 70,294,795	100.0	100.0	
[0]	[0]	[0]	[0]				
(162,018,205)	(0)	(0)	(0)		(100.0)	(100.0)	
162,018,205	0	0	0	△ 70,294,795	100.0	100.0	
[0]	[0]	[0]	[0]				
(162,018,205)	(0)	(0)	(0)		(100.0)	(100.0)	
162,018,205	0	0	0	△ 70,294,795	100.0	100.0	
[0]	[0]	[0]	[0]				
(25,275,000)	(0)	(0)	(0)		(100.0)	(100.0)	
25,275,000	0	0	0	0	100.0	100.0	
[0]	[0]	[0]	[0]				
(25,275,000)	(0)	(0)	(0)		(100.0)	(100.0)	
25,275,000	0	0	0	0	100.0	100.0	
[0]	[0]	[0]	[0]				
(25,275,000)	(0)	(0)	(0)		(100.0)	(100.0)	
25,275,000	0	0	0	0	100.0	100.0	
[0]	[0]	[0]	[0]				
(25,275,000)	(0)	(0)	(0)		(100.0)	(100.0)	
25,275,000	0	0	0	0	100.0	100.0	
[0]	[0]	[0]	[0]				
(52,032,651)	(0)	(0)	(0)		(100.0)	(100.0)	
193,274,036	503	0	0	2,568,539	100.0	100.0	
[0]	[0]	[0]	[0]				
(4,153)	(0)	(0)	(0)		(100.0)	(100.0)	
4,153	0	0	0	4,153	100.0	100.0	
[0]	[0]	[0]	[0]				
(4,153)	(0)	(0)	(0)		(100.0)	(100.0)	
4,153	0	0	0	4,153	100.0	100.0	
[0]	[0]	[0]	[0]				
(4,153)	(0)	(0)	(0)		(100.0)	(100.0)	
4,153	0	0	0	4,153	100.0	100.0	
[0]	[0]	[0]	[0]				
(0)	(0)	(0)	(0)		(0.0)	(0.0)	
138,684,000	0	0	0	518,000	100.0	100.0	
[0]	[0]	[0]	[0]				
(0)	(0)	(0)	(0)		(0.0)	(0.0)	
138,684,000	0	0	0	518,000	100.0	100.0	
[0]	[0]	[0]	[0]				
(0)	(0)	(0)	(0)		(0.0)	(0.0)	
138,684,000	0	0	0	518,000	100.0	100.0	
[0]	[0]	[0]	[0]				
(52,028,498)	(0)	(0)	(0)		(100.0)	(100.0)	
54,585,883	503	0	0	2,046,386	100.0	100.0	
[0]	[0]	[0]	[0]				
(52,028,498)	(0)	(0)	(0)		(100.0)	(100.0)	
54,585,883	503	0	0	2,046,386	100.0	100.0	
[0]	[0]	[0]	[0]				
(50,007,508)	(0)	(0)	(0)		(100.0)	(100.0)	
50,007,508	0	0	0	1,383,508	100.0	100.0	
[0]	[0]	[0]	[0]				
(481,920)	(0)	(0)	(0)		(100.0)	(100.0)	
2,369,635	0	0	0	△ 220,365	100.0	100.0	
[0]	[0]	[0]	[0]				
(826,770)	(0)	(0)	(0)		(100.0)	(100.0)	
826,770	0	0	0	798,770	100.0	100.0	
[0]	[0]	[0]	[0]				
(712,300)	(0)	(0)	(0)		(100.0)	(100.0)	
1,381,970	503	0	0	84,473	100.0	100.0	
[0]	[0]	[0]	[0]				
(669,049,972)	(0)	(0)	(0)		(100.0)	(100.0)	
810,479,457	2,003	0	0	△ 138,402,540	100.0	100.0	

預 金 調

(令和5年3月31日現在)

金融機関名	預金種類	口座番号	口座名義人	残高 (円)	摘 要
静岡銀行 県庁支店	無利息型 普通預金	296438	健康福祉部政策管理局 資金前渡者 総務課長	33,688	資金前渡 (部長交際費含む)
静岡銀行 県庁支店	無利息型 普通預金	297011	(自振口) 健康福祉部政策管理局 資金前渡者 総務課長	0	電話料金 引き落とし
残高合計				33,688	

郵 券 等 受 払 調

(令和5年3月31日現在)

(単位：枚、円)

区分	種類	令和3年度						令和4年度						現在差引残高 枚数 金額	摘要		
		繰越		受入		払出		繰越		受入		払出					
		枚数	金額	枚数	金額	枚数	金額	枚数	金額	枚数	金額	枚数	金額				
	1円券	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	1	1	0	0		
	2円券	0	0	0	0	0	0	0	0	1	2	1	2	0	0		
	5円券	0	0	0	0	0	0	0	0	1	5	1	5	0	0		
	63円券	0	0	1	63	1	63	0	0	0	0	0	0	0	0		
	100円券	0	0	2	200	2	200	0	0	0	0	0	0	0	0		
	140円券	0	0	0	0	0	0	0	0	1	140	1	140	0	0		
	320円券	0	0	0	0	0	0	0	0	1	320	1	320	0	0		
	500円券	0	0	8	4,000	8	4,000	0	0	12	6,000	12	6,000	0	0		
	計		0		4,263		4,263		0		6,468		6,468		0		
タクシー チケット	公用タク シー券	0		120		51		60		0		150		99		0	出張時等に 使用
	計																

- (注) 1 本表は、本庁所管課・出先機関等において、郵券、収入印紙、納税証紙、有料道路回数券等、タクシーチケット、その他これらに類するものを保管している場合に記載する。また、出先機関においては、本所、支所、分庁舎等ごとに調製する。
 2 廃棄または用度課に返納した場合は、払出欄を3段書きとし、上段に使用分、中段に廃棄分、下段に返納分を記載する。
 3 「摘要」欄には、郵券等の用途を記載する。

令和4年度歳出予算

(一般会計)

科 目	予 算 現 額				計 円
	当初予算額 円	補正予算額 円	継続費・ 繰越事業費 繰越額 円	予備費支出 ・流用増減 円	
第7款 健康福祉費	10,489,089,000	259,749,000	25,275,000	0	10,774,113,000
第1項 健康福祉費	10,489,089,000	259,749,000	25,275,000	0	10,774,113,000
第1目 健康福祉総務費	10,155,090,000	284,174,000	0	0	10,439,264,000
第2目 健康福祉企画費	333,999,000	△ 24,425,000	25,275,000	0	334,849,000
健康福祉推進費	79,341,000	△ 3,952,000	25,275,000	0	100,664,000
健康福祉センター運営 事業費	211,058,000	△ 15,842,000	0	0	195,216,000
福祉避難所指定促進 事業費助成	8,000,000	△ 4,000,000	0	0	4,000,000
浸水区域内要配慮者 利用施設支援事業費助成	21,600,000	0	0	0	21,600,000
地域で支える災害弱者 支援体制促進事業費	6,100,000	△ 89,000	0	0	6,011,000
(仮称)医科大学院大学 設置検討事業費	7,900,000	△ 542,000	0	0	7,358,000

執行状況調

支出済額 円	翌年度繰越額 円	不用額 円	特定財源額 (決算額) 円	摘要
(10,528,873,152) 10,702,619,633	(0) 0	(71,493,367) 71,493,367	使用料及び手数料 16,500 国庫支出金 251,656,813 諸収入 193,245,958 財産収入 1,100 寄附金 100,000 繰越金 25,274,700 県債 44,000,000	
(10,528,873,152) 10,702,619,633	(0) 0	(71,493,367) 71,493,367	使用料及び手数料 16,500 国庫支出金 251,656,813 諸収入 193,245,958 財産収入 1,100 寄附金 100,000 繰越金 25,275,000 県債 44,000,000	
(10,404,758,154) 10,404,758,154	(0) 0	(34,505,846) 34,505,846	国庫支出金 235,657,407 諸収入 190,206,150	健康福祉部職員の人件費である。 不用額は、職員手当の確定等によるものである。
(124,114,998) 297,861,479	(0) 0	(36,987,521) 36,987,521	使用料及び手数料 16,500 国庫支出金 15,999,406 諸収入 3,039,808 財産収入 1,100 寄附金 100,000 繰越金 25,275,000 県債 44,000,000	
(81,900,423) 87,381,653	(0) 0	(13,282,347) 13,282,347	国庫支出金 15,999,406 諸収入 481,920 寄附金 100,000 繰越金 25,275,000	健康福祉施策の企画、調整及び推進等のために要した経費である。 繰越は、保健・医療・福祉総合情報ネットワーク運営事業費において、計画・設計に関する諸条件の調整に日時を要したことによるものである。 不用額は行政費の節減等によるものである。
(9,966,994) 178,232,245	(0) 0	(16,983,755) 16,983,755	使用料及び手数料 16,500 諸収入 2,557,888 財産収入 1,100 県債 44,000,000	健康福祉センターの運営等のために要した経費である。 不用額は行政費の節減等によるものである。
(0) 0	(0) 0	(4,000,000) 4,000,000		福祉避難所の役割を担う社会福祉施設の感染対策等に対する助成に要した経費である。 不用額は、事業費の確定によるものである。
(20,032,000) 20,032,000	(0) 0	(1,568,000) 1,568,000		洪水浸水想定区域内に立地する社会福祉施設等が行う避難確保計画の策定や水害対策に対する助成に要する経費である。 不用額は、補助対象事業費の確定によるものである。
(5,871,960) 5,871,960	(0) 0	(139,040) 139,040		災害弱者を地域で支える体制を構築するため、「災害時ケアプラン」作成に取り組むモデル市町への支援等に要した経費である。 不用額は、事業費の確定によるものである。
(6,343,621) 6,343,621	(0) 0	(1,014,379) 1,014,379		医科大学院大学の設置を目指した検討を行う準備委員会の開催に要した経費である。 不用額は、事業費の確定によるものである。

令和4年度歳出予算

(一般会計)

科 目	予 算 現 額				計 円
	当初予算額 円	補正予算額 円	継続費・ 繰越事業費 繰越額 円	予備費支出 ・流用増減 円	
第12款 災害対策費	278,050,000	276,823,000	0	0	554,873,000
第3項 社会福祉施設災害復旧費	200,000,000	△ 200,000,000	0	0	0
第1目 現年災害社会福祉施設復旧費	200,000,000	△ 200,000,000	0	0	0
第7項 災害対策諸費	78,050,000	476,823,000	0	0	554,873,000
第2目 災害救助費	78,050,000	476,823,000	0	0	554,873,000
災害救助対策費	78,050,000	476,823,000	0	0	554,873,000
歳入のみ異動	0	0	0	0	0
政策管理局 一般会計 合 計	10,767,139,000	536,572,000	25,275,000	0	11,328,986,000

(注)「支出済額」等の()の額は本庁執行分(内書)である。

執行状況調

支出済額 円	翌年度繰越額 円	不用額 円	特定財源額 (決算額) 円	摘 要
(102,416,510) 357,719,265	(0) 0	(197,153,735) 197,153,735	国庫支出金 168,821,337 財産収入 652,892 繰入金 161,321,337	
(0) 0	(0) 0	(0) 0	国庫支出金 0 県債 0	
(0) 0	(0) 0	(0) 0	国庫支出金 0 県債 0	
(102,416,510) 357,719,265	(0) 0	(197,153,735) 197,153,735	国庫支出金 168,821,337 財産収入 652,892 繰入金 161,321,337	
(102,416,510) 357,719,265	(0) 0	(197,153,735) 197,153,735	国庫支出金 168,821,337 財産収入 652,892 繰入金 161,321,337	
(102,416,510) 357,719,265	(0) 0	(197,153,735) 197,153,735	国庫支出金 168,821,337 財産収入 652,892 繰入金 161,321,337	災害救助法に基づく事業等に要した経費である。 不用額は、事業費の確定等によるものである。
(0) 0	(0) 0	(0) 0	国庫支出金 696,867 財産収入 7,968,207 繰入金 696,868 諸収入 28,581 繰越金 300	
(10,631,289,662) 11,060,338,898	(0) 0	(268,647,102) 268,647,102	使用料及び手数料 16,500 国庫支出金 421,175,017 財産収入 8,622,199 寄付金 100,000 繰入金 162,018,205 繰越金 25,275,000 諸収入 193,274,539 県債 44,000,000 計 854,481,460	

委託料等歳出予算執行状況節別集計表

節名	会計	款	項	目	執行済額(円)		
					令和3年度	令和4年度	左のうち、前年度からの繰越額分
(12)委託料	一般	健康福祉費	健康福祉費	健康福祉企画費		29,135,087	0
計					24,041,006	29,135,087	0
(14)工事請負費						0	
計					0	0	
(16)公有財産購入費						0	
計					0	0	
(17)備品購入費	一般	健康福祉費	健康福祉費	健康福祉企画費		407,572	0
計					1,604,581	407,572	0
(18)負担金、補助金及び交付金	一般	健康福祉費	健康福祉費	健康福祉企画費		23,323,929	0
	一般	災害対策費	災害対策諸費	災害救助費		28,625,000	0
計					97,394,678	51,948,929	0
(22)補償、補填及び賠償金						0	
計					0	0	

委 託 料 に

整理 番号	委 託 業 務 名	受 託 者	当初設計 金額(円)	契 約 金 額(円)		
				当初額	変更増減額	計
1	静岡県保健・医療・福祉総合情報ネットワークシステム保守業務委託	富士通Japan株式会社 静岡支社	15,801,000	15,370,300		15,370,300
2	国手続きのオンライン化に伴う難病及び小児慢性システム改修業務委託	富士通Japan株式会社 静岡支社	4,518,600	4,428,600		4,428,600
3	人口動態統計統計表作成業務委託	一般財団法人 厚生労働統計協会	514,934	479,160		479,160
4	(仮称)医科大学院大学設置検討支援業務委託	一般財団法人日本 開発構想研究所	4,061,233	4,056,745	△ 1,790,415	2,266,330
5	(仮称)医科大学院大学準備委員会(第2回)中継配信業務委託	株式会社静岡A Vセンター	313,478	254,100		254,100
6	(仮称)医科大学院大学準備委員会(第3回)中継配信業務委託	株式会社静岡A Vセンター	299,200	232,100		232,100
7	(仮称)医科大学院大学準備委員会(第4回)中継配信業務委託	株式会社静岡A Vセンター	299,200	235,400		235,400
9	(仮称)医科大学院大学準備委員会(第5回)中継配信業務委託	株式会社静岡A Vセンター	272,360	217,800		217,800
10	(仮称)医科大学院大学準備委員会(第6回)中継配信業務委託	株式会社静岡A Vセンター	293,150	223,300		223,300
11	防災と福祉の連携等推進業務委託	社会福祉法人静岡 県社会福祉協議会	5,798,100	5,750,000		5,750,000
	事務関係 計	11件				
	合計	11件				

関 する 調

(令和4年度)
(令和5年5月31日現在)

契約締結方法	契約期間	支出年月日	金額(円)	委託業務の内容	摘要
随契	R4.4.1 ～ R5.3.31	R4.11.30 R5.4.21 小計	7,685,150 7,685,150 15,370,300	保健・医療・福祉総合情報ネットワークの各業務システムの稼動支援及び運用に関する技術支援	企画政策課 随契2号(不適)
随契	R4.9.12 ～ R5.3.31	R5.5.12	4,428,600	県の現行システムから必要な項目を出力し、認定審査結果の登録を行えるようにすることで、オンライン化に対応するための改修	企画政策課 随契2号(不適)
随契	R5.1.19 ～ R5.3.30	R5.4.10	479,160	静岡県人口動態統計の本冊及び別冊に掲載する統計表の作成	企画政策課 随契1号(少額)
随契 (概算 所要)	R4.4.21 ～ R5.3.30	R5.4.19	1,944,327	(仮称)医科大学院大学の設置を目指した検討のための支援	企画政策課 随契2号(不適) 相談見込の減
随契	R4.5.24 ～ R4.5.25	R4.6.14	254,100	(仮称)医科大学院大学準備委員会(第2回)の中継配信、撮影及び録画	企画政策課 随契1号(少額)
随契	R4.8.31 ～ R4.9.2	R4.9.16	232,100	(仮称)医科大学院大学準備委員会(第3回)の中継配信、撮影及び録画	企画政策課 随契1号(少額)
随契	R4.11.28 ～ R4.11.30	R4.12.23	235,400	(仮称)医科大学院大学準備委員会(第4回)の中継配信、撮影及び録画	企画政策課 随契1号(少額)
随契	R5.1.23 ～ R5.1.27	R5.2.17	217,800	(仮称)医科大学院大学準備委員会(第5回)の中継配信、撮影及び録画	企画政策課 随契1号(少額)
随契	R5.3.20 ～ R5.3.23	R5.4.17	223,300	(仮称)医科大学院大学準備委員会(第6回)の中継配信、撮影及び録画	企画政策課 随契1号(少額)
随契	R4.5.1 ～ R5.3.31	R5.4.21	5,750,000	防災と福祉の連携等推進業務の実施	企画政策課 随契2号(不適)
			29,135,087		
			29,135,087		

補 助 金

整理 番号	対象事業名	交付先	補助の 根拠	事業の実績	総事業費(円)	補助金額(円)
1	被災者自立生活 再建支援事業費	□□□ ほか11名	交付 要綱	被災者に生活を再建 するための資金を助 成した	17,375,000	17,375,000
2	浸水区域内要配 慮者利用施設支 援事業費	医療法人 清仁会 ほか53団体	交付 要綱	災害時に高齢者施設 や障害者施設等の施 設利用者の安全を確 保するために行う施 設の浸水対策経費を 助成した	26,709,334	20,032,000

支 出 調

(令和4年度)
(令和5年5月31日現在)

補助率	交付決定		交 付		事業完了		摘 要
	年月日	金 額 (円)	年月日	金 額(円)	年月日	確認年月日	
県 10/10	R4.4.27	2,250,000	R4.6.6	2,250,000	R4.4.27	R4.4.27	企画政策課
	R4.8.17	500,000	R4.9.16	500,000	R4.8.17	R4.8.17	
	R4.8.30	375,000	R4.9.26	375,000	R4.8.30	R4.8.30	
	R4.9.12	375,000	R4.10.7	375,000	R4.9.12	R4.9.12	
	R4.11.28	1,000,000	R4.12.27	1,000,000	R4.11.28	R4.11.28	
	R4.11.28	1,000,000	R4.12.26	1,000,000	R4.11.28	R4.11.28	
	R4.11.28	750,000	R4.12.26	750,000	R4.11.28	R4.11.28	
	R4.12.6	1,500,000	R4.12.27	1,500,000	R4.12.6	R4.12.6	
	R4.12.6	500,000	R5.1.5	500,000	R4.12.6	R4.12.6	
	R4.12.6	375,000	R4.12.27	375,000	R4.12.6	R4.12.6	
	R5.1.25	750,000	R5.2.22	750,000	R5.1.25	R5.1.25	
	R5.1.31	2,000,000	R5.2.27	2,000,000	R5.1.31	R5.1.31	
	R5.3.20	3,000,000	R5.4.10	3,000,000	R5.3.20	R5.3.20	
	R5.3.20	3,000,000	R5.4.10	3,000,000	R5.3.20	R5.3.20	
	計	17,375,000	計	17,375,000			
県 3/4	R4.11.2	571,000	R5.3.30	571,000	R4.12.19	R5.3.9	企画政策課 交付確定により減額
	R4.11.2	558,000	R5.5.19	373,000	R5.3.31	(R5.4.26)	
	R4.11.2	558,000	R5.5.19	373,000	R5.3.31	(R5.4.26)	
	R4.11.14	49,000	R5.3.30	49,000	R4.12.22	R5.3.31	
	R4.11.14	49,000	R5.3.30	49,000	R4.12.22	R5.3.9	
	R4.11.14	49,000	R5.3.30	49,000	R4.12.22	R5.3.9	
	R4.11.14	388,000	R5.3.30	388,000	R4.12.15	R5.3.9	
	R5.3.13	288,000	R5.5.17	288,000	R5.2.22	R5.3.24	
	R4.11.14	427,000	R5.3.30	427,000	R4.12.13	R5.3.9	
	R5.1.20	430,000	R5.3.30	430,000	R5.2.16	R5.3.10	
	R5.1.20	354,000	R5.5.17	354,000	R5.2.20	R5.3.23	
	R5.1.20	562,000	R5.5.17	537,000	R5.2.17	R5.3.24	
	R5.1.20	523,000	R5.5.17	523,000	R5.2.17	R5.3.23	
	R5.1.23	521,000	R5.5.23	521,000	R5.3.31	(R5.4.14)	
	R5.1.23	470,000	R5.5.22	470,000	R5.3.31	R5.3.31	
	R5.1.23	181,000	R5.5.23	181,000	R5.3.9	(R5.4.14)	
	R5.1.23	181,000	R5.5.23	181,000	R5.3.9	R5.3.31	
	R5.1.23	181,000	R5.5.23	181,000	R5.3.9	(R5.4.17)	
	R5.1.23	181,000	R5.5.23	181,000	R5.3.9	R5.3.31	
	R5.1.23	274,000	R5.5.23	274,000	R5.3.9	(R5.4.17)	
	R5.2.3	586,000	R5.5.22	586,000	R5.3.31	R5.3.31	
	R5.2.3	585,000	R5.5.22	585,000	R5.3.31	(R5.4.14)	
	R5.2.3	596,000	R5.5.22	596,000	R5.3.31	R5.3.31	
	R5.2.3	583,000	R5.5.22	583,000	R5.3.31	(R5.4.14)	
	R5.2.3	585,000	R5.5.22	585,000	R5.3.31	R5.3.31	
R5.1.25	160,000	R5.5.19	160,000	R5.2.28	(R5.4.14)		
R5.1.25	475,000	R5.5.19	475,000	R5.2.28	R5.3.31		
R5.1.27	514,000	R5.5.19	514,000	R5.3.9	(R5.4.14)		

整理 番号	対象事業名	交付先	補助の 根拠	事業の実績	総事業費(円)	補助金額(円)
3	災害弔慰金等補助金	掛川市外2名	交付 要綱	災害により死亡した者の遺族に対する弔慰金を支給する市町への助成	15,000,000	11,250,000
	本庁執行 計	69件			59,084,334	48,657,000

補助率	交付決定		交 付		事業完了		摘 要
	年月日	金 額 (円)	年月日	金 額(円)	年月日	確認年月日	
	R5.1.27	535,000	R5.5.19	535,000	R5.3.9	R5.3.31 (R5.4.17)	交付確定により減額
	R5.1.27 R5.1.27	225,000 204,000	R5.5.22 R5.5.17	225,000 202,000	R5.2.28 R5.3.1	R5.3.31 R5.3.27	
	R5.1.25 R5.1.25	82,000 210,000	R5.5.17 R5.5.17	82,000 210,000	R5.2.14 R5.2.28	R5.3.23 R5.3.24	交付確定により減額
	R5.1.25	210,000	R5.5.17	210,000	R5.2.28	R5.3.24 (R5.4.17)	
	R5.1.25	599,000	R5.5.19	599,000	R5.3.14	R5.3.31	交付確定により減額
	R5.1.27	594,000	R5.5.17	594,000	R5.2.9	R5.3.9	
	R5.1.25	336,000	R5.5.17	336,000	R5.2.16	R5.3.10 (R5.4.25)	交付確定により減額
	R5.1.25	45,000	R5.5.19	39,000	R5.3.1	R5.3.31 (R5.4.17)	
	R5.2.2	326,000	R5.5.22	326,000	R5.3.31	R5.3.31	交付確定により減額
	R5.1.27	421,000	R5.5.17	421,000	R5.2.13	R5.3.23 (R5.4.17)	
	R5.1.27	586,000	R5.5.19	586,000	R5.3.10	R5.3.31 (R5.4.17)	交付確定により減額
	R5.1.27	488,000	R5.5.19	488,000	R5.3.10	R5.3.31 (R5.4.17)	
	R5.1.27	579,000	R5.5.19	579,000	R5.3.10	R5.3.31 (R5.4.17)	交付確定により減額
	R5.1.27 R5.2.7 R5.3.31	561,000 301,000 △ 146,000	R5.5.19 R5.5.19	561,000 155,000	R5.3.10 R5.3.31	R5.3.31 (R5.4.14) R5.3.31	
	R5.2.2 R5.2.7 R5.3.31	292,000 301,000 △ 146,000	R5.5.17 R5.5.19	292,000 155,000	R5.2.15 R5.3.31	R5.3.10 (R5.4.14) R5.3.31 (R5.4.17)	交付確定により減額
	R5.2.28	173,000	R5.5.22	173,000	R5.3.31	R5.3.31 (R5.4.14)	
	R5.2.20	418,000	R5.5.22	418,000	R5.3.9	R5.3.31 (R5.4.17)	交付確定により減額
	R5.2.28	225,000	R5.5.19	225,000	R5.3.23	R5.3.31	
	R5.2.17	506,000	R5.5.17	506,000	R5.3.13	R5.3.24	交付確定により減額
	R5.2.17	521,000	R5.5.17	521,000	R5.3.13	R5.3.24 (R5.4.17)	
	R5.3.1	483,000	R5.5.19	483,000	R5.3.31	R5.3.31 (R5.4.17)	交付確定により減額
	R5.3.1	337,000	R5.5.19	337,000	R5.3.24	R5.3.31 (R5.4.17)	
	R5.2.28	471,000	R5.5.19	471,000	R5.3.17	R5.3.31	交付確定により減額
	計	20,435,000	計	20,032,000			
県 3/4	R5.3.16 R5.3.16 R5.3.16 計	3,750,000 3,750,000 3,750,000 11,250,000	R5.4.21 R5.4.21 R5.4.21 計	3,750,000 3,750,000 3,750,000 11,250,000	R5.3.31 R5.3.31 R5.3.31	R5.3.31 R5.3.31 R5.3.31	企画政策課
		49,060,000		48,657,000			

負担金支出調

(令和4年度)
(令和5年5月31日現在)

番号	負担金名	交付先	負担根拠	事業内容	負担金額(円)	支出年月日
1	全国衛生部長会会費 (総務課)	全国衛生部長会	規約	全国衛生部長会の運営負担金	81,000	R4.4.25
2	全国保健所長会会費 (総務課)	全国保健所長会	通知	全国保健所長会の運営負担金	105,000	R4.5.30
3	日本公衆衛生学会総会分担金 (総務課)	日本公衆衛生学会総会	通知	日本公衆衛生学会総会開催に伴う分担金	108,000	R4.6.7
4	社会福祉主事資格認定通信課程(公務員)受講料 (企画政策課)	(福)全国社会福祉協議会中央福祉学院	通知	社会福祉主事資格認定通信課程の受講に係る負担金	140,400	R4.6.30
5	児童福祉司資格認定通信課程受講料 (企画政策課)	(福)全国社会福祉協議会中央福祉学院	通知	児童福祉司資格認定通信課程の受講に係る負担金	678,600	R4.6.30
	本庁執行計	5件			1,113,000	
	出先機関執行計	0件				
	計	5件			1,113,000	

交付金支出調

(令和4年度)

(令和5年5月31日現在)

整理番号	交付金名	交付先	交付根拠	事業内容	交付金額	交付決定		交 付		事業完了	
						年月日	金額	年月日	金額	年月日	確認年月日
1	人口動態調査市町交付金(企画政策課)	下田市 外 32 市町	統計調査費等市町交付金交付要綱	人口動態調査に係る経費を交付	円 2,178,929		円 2,178,929		円 2,178,929	-	-
	計				2,178,929			2,178,929			

公有財産調

(令和4年度)

(令和5年3月31日現在)

区分	令和4年3月31日現在		増		減		令和5年3月31日現在		摘要
	数量又は面積	台帳価格	数量又は面積	台帳価格	数量又は面積	台帳価格	数量又は面積	台帳価格	
行政財産	/	千円 —	/	千円 —	/	千円 —	/	千円 —	
土地	—	—	—	—	—	—	—	—	
建物	—	—	—	—	—	—	—	—	
普通財産	/	242,721	/	—	/	—	/	242,721	
土地	1,343.16	242,721	—	—	—	—	1,343.16	242,721	
公有財産に 準ずるもの	/	146	/	—	/	—	/	146	
電話加入権	2	146	—	—	—	—	2	146	

基金の管理状況調

災害救助基金

(令和4年度現在)

保管区分	前年度末現在高	年度中増減高			年度末現在高	摘 要
		増	減	差引増減高		
貸付信託	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	
定期預金	2,480,167,214	398,195,305	0	398,195,305	2,878,362,519	
外貨預金	0	0	0	0	0	
別段預金	1,814,010,103	0	523,283,010	△523,283,010	1,290,727,093	
計	4,294,177,317	398,195,305	523,283,010	△125,087,705	4,169,089,612	

普通財産・借受財産等貸付調

(令和5年3月31日現在)

整理番号	区分	種別	所在地	地目		数量又は面積	貸付料又は使用料		貸付又は使用許可期	貸付又は使用許可を受けた者の氏名	貸付・使用許可目的
				台帳	現況		単価円	年額円			
1	土地	静岡県医師会館敷地	静岡市葵区鷹匠3丁目6-2、6-3	宅地	宅地	1,343.16 m ²	—	7,965,207	4.4.1 ～ 7.3.31	(一社)静岡県医師会	静岡県医師会館
2	〃	〃	静岡市葵区鷹匠3丁目6-3	〃	〃	支線柱1本 支線1本	1,500	3,000	4.4.1 ～ 7.3.31	中部電力パワーグリッド(株) 静岡営業所長	電柱
合計								7,968,207			

備品・図書調

(令和4年度)

(令和5年3月31日現在)

区 分	令和4年3月31日現在	増		減		令和5年3月31日現在
	数 量	数 量	購入価格	数 量	売却価格	数 量
1-1 机類	41	(0)	円 0	(0)	円 0	41
1-3 いす類	69	(0)		(0)	0	69
1-4 収納保管庫類	12	(0)	0	(0)	0	12
1-10 印咄類	4	(0)	0	(0)	0	4
1-15 電話器類	46	(0)	0	(0)	0	46
1-99 その他庁内機器類	1	(0)	0	(0)	0	1
2-1 情報処理機器類	28	(0)	407,502	(0)	0	33
2-2 情報伝達機器類	1	(0)	0	(0)	1 0	0
2-3 再生機器類	3	(0)	0	(0)	0	3
50-1 図書	12	(0)	0	(0)	0	12
計	217	(0)	407,502	(0)	1 0	221

主 要 備 品 調

(令和5年3月31日現在)

整理 番号	区分		品名・規格	利用状況	購入年月	購入金額
	大・中	小				
1	1-4	移動書庫	移動書庫	常用 書類の保管に利用	平成元年2月	1,390,000
2	1-4	移動式書庫	移動書庫	常用 書類の保管に利用	昭和54年6月	1,230,000
3	1-4	移動書庫	移動書庫	常用 書類の保管に利用	昭和55年3月	1,019,300
4	2-1	その他の情報処理 機器	マークシートリー ダー	随時	平成31年3月	792,000
5	1-4	書類収納庫	スライド書庫	常用 書類の保管に利用	平成19年3月	591,150
6	2-1	その他の情報処理 機器	サーバ	常用 システムの運用に利 用	平成31年2月	490,700
7	1-4	移動書庫	移動書庫	常用 書類の保管に利用	昭和54年2月	414,000
8	1-4	移動書庫	移動書庫	常用 書類の保管に利用	昭和55年3月	407,470
9	50-1	第1種図書	第1種図書 現行法規総覧一式	随時	平成11年8月	260,500
10	2-1	その他の情報処理 機器	ストレージ	常用 システムの運用に利 用	平成31年2月	217,000
11	2-1	レーザープリンタ ー・スキャナ	レーザープリンタ ー	常時 書類の印刷に利用	平成28年3月	211,680
12	1-4	たな	複柱書架Sタイプ (A4用)	常用 書類の保管に利用	平成16年3月	204,414

(注)

- 1 主要備品とは、現に所有する備品のうち購入金額が20万円以上で上位からおおむね20品目をいうものである。ただし、公用車は除く。